

## 第 2 部 諸 手 当



## 第 2 部 諸 手 当

### 1 扶養手当

条例第8条  
第9条

#### (1) 概要

他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者(以下「扶養親族」という。)のある職員に支給する。

(注) 再任用職員、特定任期付職員、任期付短時間勤務職員及び任期付研究員には支給されない。

#### (2) 扶養親族の要件

条例第8条  
第2項

- 配偶者(内縁関係にある者を含む。)
- 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- 60歳以上の父母及び祖父母
- 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- 重度心身障害者

ただし、次の者は扶養親族から除かれる。

ア 民間その他からの扶養手当に相当する手当の支給の基礎となっている者

イ 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

ウ 重度心身障害者の場合は、ア及びイによる者以外の者で終身労務に服することができない程度でない者

規則7-166  
第2条

(注) 1 「22歳に達する日」とは、満22歳の誕生日の前日をさす。

2 「年額」とは、必ずしも暦年による年額をさすものではなく、将来にわたって1年間という意味である。

3 「恒常的な所得」とは、給与所得、事業所得、不動産所得等の継続的に収入のある所得をいい、退職所得、一時所得等一時的な収入による所得は含まない。

4 相当長期にわたって毎月定まった収入がある場合には、130万円に12分の1を乗じた額をもって認定する。

5 「所得」の金額の算定は、課税上の所得の金額の計算に関係なく、扶養親族として認定しようとする者の年間における総収入金額による。ただし、事業所得、不動産所得等で、当該所得を得るために人件費、修理費、管理費等の経費の支出を要するものについては、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費の実額を控除した額による。

青人職6第1号

#### (3) 支給方法等

条例第9条  
第2項、第3項

ア 支給の始期及び増額の時期(P184 参照)

(ア) 新たに職員となった者に扶養親族がある場合は、その者が職員となった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給する。

(イ) 扶養親族のない職員が新たに扶養親族を有することになった場合又は扶養手当を受

けている職員の扶養親族が増えることになった場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給し、又は増額する。

(ウ) (ア)及び(イ)の届出が事実発生の日から 15 日経過後になされた場合は、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給し、又は増額する。

イ 支給の終期及び減額の時期 (P184 参照)

- (ア) 扶養手当を受けている職員が、離職又は死亡した場合には、その者が離職又は死亡した日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。
- (イ) 扶養手当を受けている職員のすべての扶養親族がその要件を欠くに至った場合は、その事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。
- (ウ) 扶養手当を受けている職員の一部の扶養親族がその要件を欠くに至った場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から減額する。

(4) 支給額

配偶者、父母等	行政職給料表7級以下に相当する職員	6,500 円
	行政職給料表8級に相当する職員	3,500
	行政職給料表9級以上に相当する職員	支給しない
子		10,000
15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に加算となる額		1人につき 5,000

条例第8条  
第3項、第4項

2 通勤手当

(1) 概要

職員が通勤のため交通機関等を利用して運賃等を負担することを常例とする場合及び自動車等により通勤することを常例とする場合に支給する。

(注)1 「交通機関等」とは、交通機関又は有料道路をいう。

2 「運賃等」とは、交通機関等の運賃又は料金をいう。

3 「自動車等」とは、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車をいう。

(2) 支給対象

ア 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員(以下「交通機関等利用者」という。)

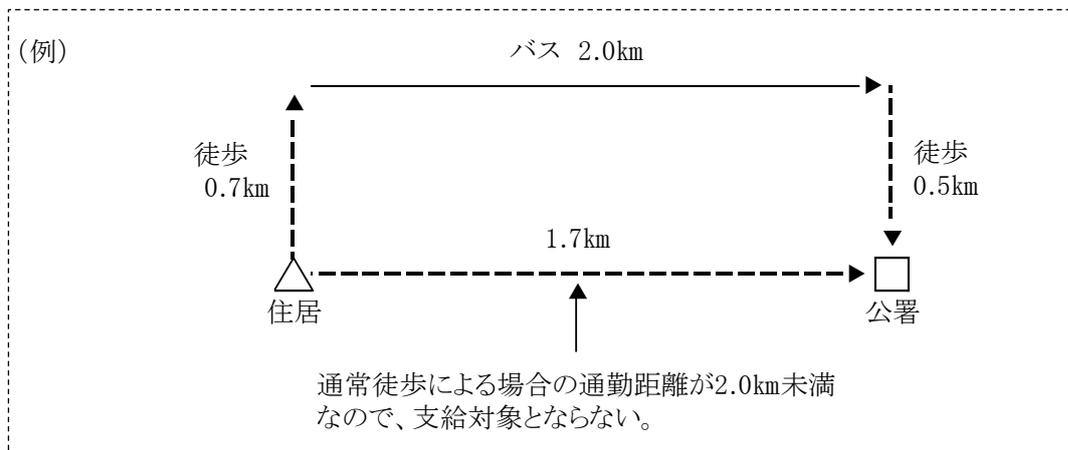
イ 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員(以下「自動車等使用者」という。)

ウ 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(以下「併用者」という。)

〔 いずれの場合も、原則として徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。〕

条例第10条

条例第10条  
第1項



### (3) 支給方法等

#### ア 支給単位期間

通勤手当の支給の単位となる期間(以下「支給単位期間」という。)は、6か月を超えない範囲内で1か月を単位として次の区分に応じ、定める期間とする。

##### (ア) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等

当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうち6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間((5)の要件を満たし、新幹線鉄道等を利用して通勤している場合であって、普通交通機関等(新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにあっては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間)

##### (イ) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等

1か月

##### (ウ) 自動車等

1か月

#### イ 通勤手当の額の算出の基準

交通機関等に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとし、運賃等相当額(その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額をいい、新幹線鉄道等を利用して通勤する職員で(5)の要件を満たす職員にあっては、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額を含む。以下「運賃等の相当額」という。)は、次の区分に応じ、定める額とする。

##### (ア) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等

通用期間が支給単位期間である定期券の価額

##### (イ) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等

回数乗車券等の通勤 21 回分(交替制勤務に従事する職員等にあっては、平均1か月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

条例第 10 条  
第 8 項

規則 7-44  
第 20 条の 3  
第 1 項

条例第 10 条  
第 8 項

規則 7-44  
第 6 条、第 7 条

規則 7-44  
第 8 条

- (ウ) 通勤に利用し得る交通機関等がタクシー等以外にない場合において、これらを利用して通勤することを常例とするときにおけるタクシー等  
利用距離に応じた(4)のイの(イ)の例による額

(例) 青森市営バスを利用する職員の場合で、発売額5,000円(5,850円分)のバスカードを使用することが最も経済的かつ合理的であると認められるときは、その通勤手当額は次の算式により算定することとなる。

$$\text{片道の運賃} \times 21 \text{回} \times 2 \text{(往復)} \times \frac{5,000}{5,850} \text{(端数切捨て)}$$

ウ 支給日

通勤手当は、支給単位期間(次に定める通勤手当を支給されている場合は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間)に係る最初の月の給料の支給定日に支給する。

条例第 10 条  
第 6 項  
規則 7-44  
第 19 条の 2  
第 22 条の 2

- (ア) 職員が二以上の交通機関等を利用するものとして交通機関等に係る通勤手当を支給されている場合において、1か月当たりの運賃等の相当額(運賃等の相当額を支給単位期間の月数で除した額をいう。以下同じ。)の合計額が 55,000 円\*を超えるとき

- (イ) 職員が交通機関等及び自動車等に係る通勤手当を支給されている場合において、1か月当たりの運賃等の相当額及び(4)イに定める額(以下「自動車等の距離に応じた額」という。)の合計額が 55,000 円\*を超えるとき

\* 通勤のため青い森鉄道株式会社が運行する鉄道を利用する職員であって、その利用距離が 40 km 以上のものは、70,000 円

エ 支給の始期、終期及び支給額の改定(P184 参照)

規則 7-44  
第 20 条

- (ア) 新たに支給対象職員たる要件を具備した場合及び支給額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額を改定する。

(注) 定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定された場合の取扱い

青人委 15 第 324 号

定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該定期券に係る支給単位期間の最後の月の末日(ウの(ア)及び(イ)に定める通勤手当を支給されている場合は、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間に係る最後の月の末日)を、通勤手当の額を改定すべき事実の生じた日とみなす。

(例)	JRの運賃改定日			みなし改定日		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
JR	6か月定期券(96,430円)					
バス	回数券 (7,636円)	回数券 (7,636円)	回数券 (7,636円)	回数券 (7,636円)	回数券 (7,636円)	回数券 (7,636円)
支給額	104,066円	7,636円	7,636円	7,636円	7,636円	7,636円

6月1日にJRの定期券の価額が改定されたときは、9月末日を通勤手当の額を改定すべき事実の生じた日とみなす。(返納額0円)

(イ) 職員が離職し、若しくは死亡した場合又は要件を欠くに至った場合は、その事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで支給する。

(ウ) (ア)の場合(支給額の改定のときは増額する場合に限る。)で届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月(受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額を改定する。

オ 支給単位期間の開始(P184 参照)

(ア) 支給単位期間は、通勤手当の支給が開始される月又は通勤手当の額が改定される月から開始する。

(イ) 月の中途において休職にされた場合等(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職等する場合及び(ウ)に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職等した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

(ウ) 月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合((イ)に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

(4) 支給額

ア 交通機関等利用者

(ア) 1か月当たりの運賃等の相当額の合計額が55,000円<sup>※</sup>以下の場合  
運賃等の相当額

(イ) 1か月当たりの運賃等の相当額の合計額が55,000円<sup>※</sup>を超える場合  
1か月当たりの運賃等の相当額から55,000円<sup>※</sup>を減じた額の2分の1の額(上限2万円)を55,000円<sup>※</sup>に加えた額×支給単位期間の月数(二以上の交通機関等を利用する場合は、1か月当たりの運賃等の相当額から55,000円<sup>※</sup>を減じた額の2分の1の額(上限20,000円)を55,000円<sup>※</sup>に加えた額×最長支給単位期間(その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間をいう。以下同じ。)の月数)

※ 通勤のため青い森鉄道株式会社が運行する鉄道を利用する職員であって、その利用距離が40km以上のものは、70,000円

規則7-44  
第20条の4

条例第10条  
第2項第1号  
第4項

規則7-44  
第22条の2

(例1) (ア)の場合

1か月当たりの運賃等の相当額

JR定期券(96,430円/6か月) 16,071.6… 円

バス 7,636 円

合計 23,707.6… 円(55,000円以下)

支給単位期間(JRは6か月、バスは1か月)につき、運賃等の相当額を支給する。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
JR	6か月定期券(96,430円)					
バス	回数券 (7,636円)	回数券 (7,636円)	回数券 (7,636円)	回数券 (7,636円)	回数券 (7,636円)	回数券 (7,636円)
支給額	104,066円	7,636円	7,636円	7,636円	7,636円	7,636円

(例2) (イ)の場合

1か月当たりの運賃等の相当額

新幹線定期券(FREX3か月)(215,510円/3か月) 71,836.6… 円

バス(7,179円/1か月) 7,179 円

合計 79,015.6… 円(55,000円超)

55,000円を超える部分の支給額

55,000円を超える額の2分の1の額[(79,015.6…-55,000)円×1/2]

12,007.8… 円

最長支給単位期間(3か月)につき、

[(12,007.8…+55,000)円×最長支給単位期間の月数(3)=201,023.4…→201,023円]を支給する。

イ 自動車等使用者

(ア) 四輪の自動車以外を使用する職員

片道の交通用具の使用距離	額	片道の交通用具の使用距離	額
5 km未満	2,000 円	25 km以上 30 km未満	13,700 円
5 km以上 10 km未満	4,100	30 " 35 "	16,100
10 " 15 "	6,500	35 " 40 "	18,500
15 " 20 "	8,900	40 km以上	20,900
20 " 25 "	11,300		

条例第10条  
第2項第2号イ  
規則7-44  
第8条の2  
別表第1

(イ) 四輪の自動車を使用する職員

片道の交通用具の使用距離	額	片道の交通用具の使用距離	額
4 km未満	2,000 円	42 km以上 44 km未満	24,600 円
4 km以上 6 km未満	3,700	44 " 46 "	25,900
6 " 8 "	4,600	46 " 48 "	27,000
8 " 10 "	5,800	48 " 50 "	28,200
10 " 12 "	7,000	50 " 52 "	29,300
12 " 14 "	8,100	52 " 54 "	30,400
14 " 16 "	9,300	54 " 56 "	31,500
16 " 18 "	10,400	56 " 58 "	32,600
18 " 20 "	11,500	58 " 60 "	33,700
20 " 22 "	12,800	60 " 62 "	35,000
22 " 24 "	14,000	62 " 64 "	36,000
24 " 26 "	14,800	64 " 66 "	37,000
26 " 28 "	15,700	66 " 68 "	38,100
28 " 30 "	16,700	68 " 70 "	39,200
30 " 32 "	17,700	70 " 72 "	40,400
32 " 34 "	18,800	72 " 74 "	41,500
34 " 36 "	19,900	74 " 76 "	42,600
36 " 38 "	21,000	76 " 78 "	43,700
38 " 40 "	22,300	78 " 80 "	44,800
40 " 42 "	23,500	80 km以上	46,000

※ 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等で平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない場合は、(ア)及び(イ)の額から、(ア)及び(イ)の額に100分の50を乗じて得た額を減じた額

ウ 併用者

(ア) 交通機関等を利用する距離が通常徒歩によることを例とする距離以上であり、かつ、自動車等を使用する距離が片道2km以上である職員

a 1か月当たりの運賃等の相当額及び自動車等の距離に応じた額の合計額が 55,000円※以下の場合

(a) 四輪の自動車以外を使用する職員の場合

運賃等の相当額及びイの(ア)に定める額

(b) 四輪の自動車を使用する職員の場合

運賃等の相当額及びイの(イ)に定める額

b 1か月当たりの運賃等の相当額及び自動車等の距離に応じた額の合計額が 55,000円※を超える場合

1 1か月当たりの運賃等の相当額から 55,000円※を減じた額の2分の1の額(上限20,000円)を 55,000円※に加えた額×最長支給単位期間の月数

※ 通勤のため青い森鉄道株式会社が運行する鉄道を利用する職員であって、その利用距離が40km以上のものは、70,000円

(イ) (ア)以外の職員

a 1か月当たりの運賃等の相当額の合計額が自動車等の距離に応じた額以上である場合 運賃等の相当額(1か月当たりの運賃等の相当額の合計額が55,000円※を超える場合は、1か月当たりの運賃等の相当額の合計額から55,000円※を減じた額の2分の1

条例第10条  
第2項第2号ロ  
規則7-44  
第8条の2  
別表第2

規則7-44  
第8条の3

条例第10条  
第2項第3号  
第4項

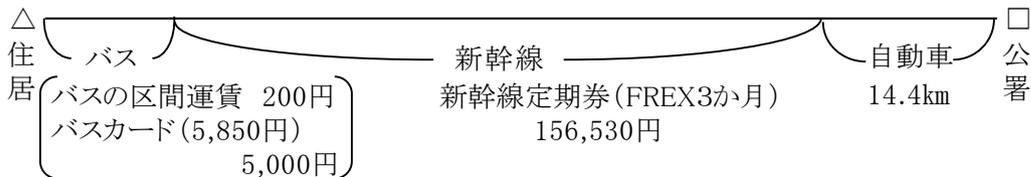
規則7-44  
第8条の4  
第22条の2

の額(上限 20,000 円)を 55,000 円※に加えた額×最長支給単位期間の月数)

※ 通勤のため青い森鉄道株式会社が運行する鉄道を利用する職員であって、その利用距離が 40 km 以上のものは、70,000 円

b 1か月当たりの運賃等の相当額の合計額が自動車等の距離に応じた額未満である場合 自動車等の距離に応じた額

(例1) (ア)のbの例



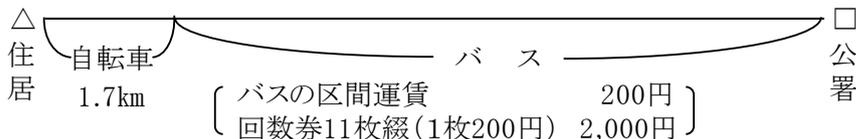
1か月当たりの運賃等の相当額	59,355.6… 円
バス (200円×5,000/5,850円×21回×2(往復) =	7,179 円
新幹線 (156,530円/3か月)	52,176.6… 円
自動車 14.4km	9,300 円
合計額	68,655.6… 円(55,000円超)

55,000円を超える部分の支給額  
(68,655.6…円-55,000円)÷2 = 6,827.8…円

最長支給単位期間毎の支給額  
(6,827.8…円+55,000円)×3か月 = 185,483.4…円

★3か月につき185,483円が支給される。

(例2) (イ)のaの例



1か月当たりの運賃等相当額	(2,000円/11枚×21回×2(往復)=7,636.3…円) 7,636円
自転車 1.7km	2,000円 < 1か月当たりの運賃等相当額(7,636円)

★運賃等の相当額(1か月につき7,636円)が支給される。

#### (5) 新幹線鉄道等を利用する職員に係る通勤手当の支給の要件

新幹線鉄道等を利用し通勤する職員で、次に掲げる要件をすべて満たす職員に支給する。

ア 新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが困難(新幹線鉄道等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が 60 km 以上又は通勤時間が 90 分以上)であること。

イ 新幹線鉄道等の利用により、通勤時間が 30 分以上短縮される等通勤事情の改善に相当程度資するものであること。

条例第 10 条  
第 4 項

規則 7-44  
第 10 条

規則 7-44  
第 12 条

(通勤事情の改善に相当程度資するもの)

(ア) 新幹線鉄道等を利用しない場合において勤務公署への到着が始業時刻前1時間以内となる交通機関の運行がないときに、新幹線鉄道等を利用することにより、到着から始業時刻までの時間が 30 分以上短縮されること及び通勤時間が短縮されること。

(イ) 新幹線鉄道等を利用しない場合において交通機関を利用するために勤務公署からの出発時刻が終業時刻後1時間以内となるような運行がないときに、新幹線鉄道等を利用することにより、終業の時刻から出発までの時間が 30 分以上短縮されること及び通勤時間が短縮されること。

(ウ) 新幹線鉄道等の利用により通勤時間が 30 分以上短縮されるものに相当すると任命権者が定める区間を通勤経路に含むものであること。

ウ 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等を負担することを常例とすること。

#### (6) 支給制限

規則7-44  
第 21 条

出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

#### (7) 返納

条例第 10 条  
第 7 項  
規則7-44  
第 20 条の2  
第 1 項

ア 返納の事由及び事由発生月

返納の事由は、通勤手当(1 か月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の事由とし、事由発生月は、次の事由の区分に応じ、定める月とする。

(ア) 離職し、若しくは死亡した場合又は支給対象職員たる要件を欠くに至った場合

当該事由が生じた日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)

(イ) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

通勤手当の額が改定される月の前月

(ウ) 月の中途において休職にされた場合等(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職等する場合を除く。)

休職等の期間の開始した日の属する月

(エ) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

当該通勤しないこととなる月の前月(病気休暇等の期間が、その月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあっては、当該通勤しないこととなる月)

イ 交通機関等に係る通勤手当の返納の額

規則7-44  
第 20 条の2  
第 2 項第 1 号  
第 22 条の2

(ア) 1か月当たりの運賃等の相当額の合計額(併用者にあっては、1か月当たりの運賃等の相当額及び自動車等の距離に応じた額の合計額。以下同じ。)が 55,000 円\*以下の場合すべての交通機関等(アの(イ)の場合にあっては当該変更に係る交通機関等)につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額(以下「払戻金相当額」という。)

- (イ) 1か月当たりの運賃等の相当額の合計額が 55,000 円※を超えていた場合  
次の区分に応じて、それぞれ(a)又は(b)のいずれか低い額
- a b以外の者
- (a) 通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額×支給単位期間の残月数  
(事由発生月の翌月からの月数をいう。以下同じ。)
- (b) 当該交通機関等についての払戻金相当額
- b 二以上の交通機関等を利用する者又は併用者
- (a) 通勤手当の額を支給単位期間の月数で除して得た額×最長支給単位期間の残月数
- (b) すべての交通機関等についての次に掲げる額の合計額
- ・ 払戻金相当額
  - ・ 最長支給単位期間において使用されるべき交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額
  - ・ 回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額×最長支給単位期間の残月数
  - ・ 自動車等の距離に応じた額×最長支給単位期間の残月数

※ 通勤のため青い森鉄道株式会社が運行する鉄道を利用する職員であって、その利用距離が 40 km以上のものは、70,000 円

(例) イの(ア)の例

<支給額>

1か月当たりの運賃等の相当額の合計額

JR(240,000円/6か月) 40,000 円  
 バス(9,000円/3か月) 3,000 円  
 自動車 2,000 円  
 合計 45,000 円(55,000円以下)

事由発生      事由発生月の末日

↓      ↓

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
JR	6か月定期券(240,000円)					
バス	3か月定期券(9,000円)			3か月定期券(9,000円)		
自動車	4km未満 (2,000円)	4km未満 (2,000円)	4km未満 (2,000円)	4km未満 (2,000円)	4km未満 (2,000円)	4km未満 (2,000円)
支給額	251,000円	2,000円	2,000円	11,000円	2,000円	2,000円

<5月中旬に通勤手当の支給対象職員たる要件を欠くに至った場合の返納額>

5月末日におけるJR6か月定期券の払戻金相当額

+

5月末日におけるバス3か月定期券の払戻金相当額

<5月中旬に通勤経路が変更(JRのみ)になった場合の返納額>

5月末日におけるJR6か月定期券の払戻金相当額

### 3 住居手当

#### (1) 概要

住宅(貸間を含む。)を借り受け、一定額を超える家賃を負担している職員に支給する。

(注)1 特定任期付職員、任期付短時間勤務職員及び任期付研究員には支給されない。

2 再任用職員については、単身赴任手当を支給されている職員に限り支給する。

#### (2) 支給対象

##### ア 職員の居住する借家(借間)

職員が自ら居住するために住宅(貸間を含む。)を借り受け、職員の生活の本拠とし、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている場合に支給する。

(注) 次に掲げる職員には支給しない。

1 青森県公舎条例の規定による公舎に入居し、入居料を支払っている職員

2 国、他の地方公共団体等から貸与された職員宿舎に居住している職員

3 扶養親族である者が所有する住宅及び配偶者、父母又は配偶者の父母のうち、扶養親族でないものが所有し、又は借り受け、居住している住宅等を借り受けて、そこに居住している職員

##### イ 配偶者等の居住する借家(借間)

(ア) 単身赴任手当を支給される職員(再任用職員を除く。)で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、当該配偶者の生活の本拠とし、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている場合に支給する。

(イ) 単身赴任手当を支給される配偶者のいない職員(再任用職員を除く。)で、単身赴任手当の支給要件に係る子が居住するための住宅(職員が単身赴任の直前に居住していた住宅又はこれに準ずる住宅に限る。)を借り受け、当該子の生活の本拠とし、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている場合に支給する。

(注) アの(注)に掲げる住宅は除外される。

#### (3) 支給の始期、終期及び支給額の改定(P184 参照)

ア 新たに支給対象職員たる要件を具備した場合及び支給額を変更すべき事実が生じた場合には、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額を改定する。

イ 職員が支給対象職員たる要件を欠くに至った場合(離職又は死亡した場合を含む。)は、その事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで支給する。

ウ アの場合(支給額の改定のときは増額する場合に限る。)で届出が事実の生じた日から 15 日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月(受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額を改定する。

#### (4) 支給額

##### ア 職員の居住する借家(借間)

次に掲げる額(その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

(ア) 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員

条例第9条の4

条例第9条の4  
第1項第1号

規則7-109  
第2条

条例第9条の4  
第1項第2号

規則7-109  
第4条

規則7-109  
第8条

条例第9条の4  
第2項第1号

支給額＝家賃の月額－12,000円

(イ) 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員

$$\text{支給額} = \frac{(\text{家賃の月額} - 23,000\text{円}) \times \frac{1}{2}}{\downarrow} + 11,000\text{円}$$

16,000円限度

(注)1 家賃には、権利金、電気代、共益費等は含まれない。

2 家賃に、電気、ガス又は水道料金が含まれていてそれを分離できない場合は、100分の90の額を家賃とする。

3 下宿代に食費等が含まれていてそれを分離できない場合は、100分の40の額を家賃とする。

イ 配偶者等の居住する借家(借間)

アの例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

青人職 49 第 243 号

条例第9条の4  
第2項第2号

## 4 単身赴任手当

### (1) 概要

公署を異にする異動又は在勤する公署の移転(以下「異動等」という。)に伴い住居を移転し、配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員等に支給する。

条例第 10 条の 2

### (2) 支給対象

ア 支給の要件

次に掲げる要件のすべてを満たす職員に支給する。

条例第 10 条の 2  
第 1 項

(ア) 転居

異動等に伴い、住居を移転すること。なお、出張等に伴う住居の移転は含まない。

(イ) 別居

やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居すること。

(注) 1 異動等の前に既に配偶者と別居していた場合は支給対象とならない。ただし、単身赴任手当を支給されていた者にさらに異動等があつて引き続き単身赴任した場合で、人事委員会規則で定める通勤困難の要件を満たす場合は、引き続き単身赴任手当が支給される。

2 異動等に伴い、配偶者を一時帯同した後別居した場合は異動等に伴う別居とはいえない。(イ 支給要件の特例(権衡職員)P41 参照)

3 「別居」とは、配偶者との生活の本拠を異にしていると認められる場合をいい、少なくとも月の過半は配偶者と別れて生活していることをいう。

(やむを得ない事情)

a 配偶者が、疾病等により介護を必要とする状態にある職員の父母、配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

b 配偶者が、学校その他の教育施設(以下「学校等」という。)に在学している同居の子を養育すること。

規則7-159  
第2条

- c 配偶者が引き続き就業すること。
- d 配偶者が、職員又は配偶者の所有に係る住宅(これに準ずる住宅を含む。)を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- e 配偶者が、職員と同居できないと認められるa～dに類する事情  
(a～dに類する事情)
  - (a) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある別居の親族(職員又は配偶者の父母を除く。)を介護していること。ただし、配偶者が主として介護する場合に限る。
  - (b) 配偶者が保育所等に在所している同居の子を養育すること。
  - (c) 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けている同居の子(学校等に在学している子及び保育所等に在所している子を除く。)を養育すること。
  - (d) 配偶者が特定の医療機関等において疾病等の治療等を受けていること。
  - (e) 配偶者が学校等に在学していること。
  - (f) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(これに準ずる住宅を含む。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。
  - (g) 職員又は配偶者が異動等の前日までに住宅(当該異動等の直前に在勤していた公署の通勤圏内に所在する住宅に限る。)を購入する契約又は住宅を新築する建築工事についての請負契約を締結した場合において、配偶者が当該住宅の管理等を行うため、当該異動等の直前の住居に引き続き居住すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいる場合及び(i)の d の場合を除く。
  - (h) その他配偶者が職員と同居できないと認められる(a)～(g)に類する事情(あらかじめ人事委員会との協議が必要)
- (ウ) 単身
  - 単身で生活することを常況とすること。
- (エ) 距離制限
 

異動等の直前の住居から異動等の直後に在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められること。なお、単身赴任中にさらに異動等があった場合又は配偶者が転居した場合で、現に配偶者の居住する住居から現に在勤する公署に通勤することが困難でなくなった場合は、その間、単身赴任手当は支給しない。

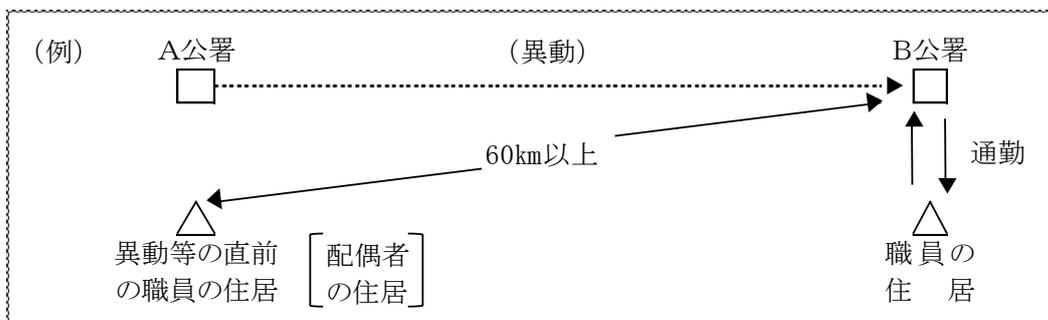
(人事委員会規則で定める通勤困難の基準)

  - a 異動等の直前の住居から異動等の直後に在勤する公署までの通勤距離が 60 km 以上であること。
  - b 通勤距離が 60 km 未満で通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から 60 km 以上に相当する程度に通勤が困難(自動車により通勤するものとした場合の通勤時間が1時間以内となるときを除く。)であると認められること。

(b)に相当する程度に通勤が困難であると認められる場合)

- (a) 住居の移転を伴う直近の異動等の直後に在勤する公署の始業時刻前に当該公署に到着するために当該異動等の直前の住居又は配偶者の住居を出発することとなる時刻から始業時刻までの時間(以下「実通勤時間」という。)が2時間以上である場合
- (b) 実通勤時間が1時間 30 分以上2時間未満である場合であって、始業時刻前1時間以内に住居の移転を伴う直近の異動等の直後に在勤する公署に到着するために利用する交通機関の運行回数が1回以内のとき。
- (c) 実通勤時間が1時間 30 分以上2時間未満である場合であって、住居の移転を伴う直近の異動等の直後に在勤する公署から当該異動等の直前の住居又は配偶者の住居への帰宅に当たって当該公署の終業の時刻後1時間以内に利用する交通機関の運行回数が1回以内のとき。

(注) 通勤距離は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により通勤するものとした場合の経路について算定する。



イ 支給要件の特例(権衡職員)

アの支給要件は満たさないが、人事交流等により採用された職員等のうちアの支給要件に該当する職員との権衡上必要があると認められる次の(ア)から(ウ)の職員に対してもアの支給要件に該当する職員に準じて単身赴任手当が支給される。

- (ア) 異動等に伴う転居でないが、国又は他の地方公共団体等からの人事交流等による採用に伴い転居した職員で転居以外のアの支給要件を満たす職員
- (イ) 配偶者のない職員で異動等に伴い転居し、人事委員会の定める事情により同居していた満 18 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある子と別居した職員で、アの支給要件のうち単身及び距離制限の要件を満たす職員  
(人事委員会の定める事情)
  - a 子が学校等に在学し、又は保育所等に在所すること。
  - b その他子が職員と同居できないと認められるaに類する事情(あらかじめ人事委員会との協議が必要)
- (ウ) 異動等に伴い転居した後、異動等の日から起算して3年以内に人事委員会の定める特別の事情により異動等の直前に同居していた配偶者と別居し、別居の直後の配偶者の住居から別居の直後に在勤する公署に通勤することがアの支給要件のうち距離制限の要件の基準に照らし困難であり、かつ、アの支給要件のうち単身の要件を満たす職員

条例第 10 条の2 第3項

規則7-159 第5条第1項

規則7-159 第5条第3項 第3号

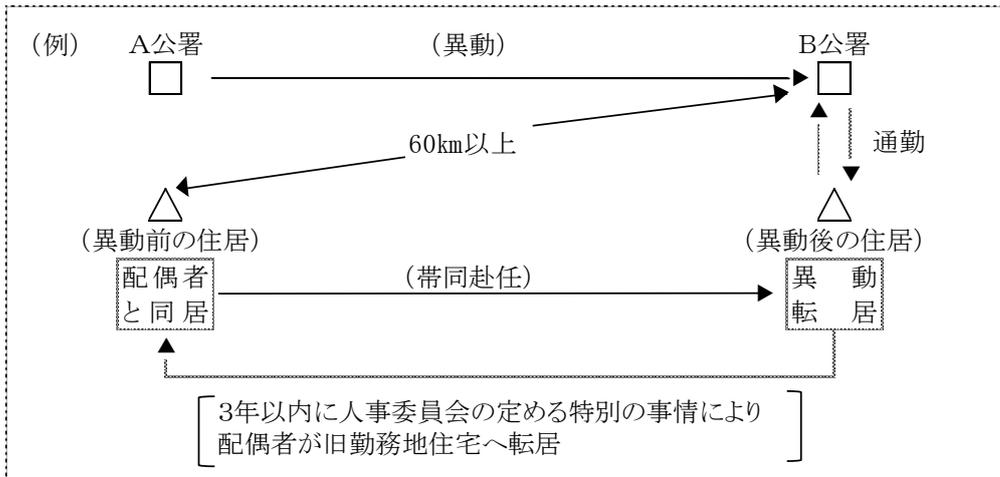
青人職元第 153 号

規則7-159 第5条第3項 第4号

(人事委員会の定める特別の事情)

- a 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、旧勤務地住宅(職員がかつて在勤していた公署の通勤圏(当該公署から住宅までの距離が 60 km未満の範囲をいう。)内に所在する住宅又は職員が当該公署に在勤していた間に居住していた住宅であって通勤圏内に所在しないものをいう。以下同じ。)に転居すること。
- b 配偶者が学校等に入学、転学若しくは在学する子又は保育所等に入所、転所若しくは在所する子を養育するため、転居(所在する地域を異にする3以上の公署に勤務したことにより2回以上住居を移転した職員(以下「転々異動職員」という。)以外の職員にあっては、旧勤務地住宅への転居に限る。)すること。
- c 配偶者が特定の医療機関等(当該配偶者の子がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。)において疾病等の治療等を受ける子(学校等に入学又は転学するため旧勤務地住宅に転居する子及び保育所等に入所又は転所するため旧勤務地住宅に転居する子を除く。)を養育するため、旧勤務地住宅に転居すること。
- d 子が住居の移転を伴う直近の異動等の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、配偶者が当該子を養育するため、転居すること。
- e 育児休業をした配偶者が職務に復帰するため、旧勤務地住宅に転居すること。
- f 配偶者が特定の医療機関等(当該配偶者がかつて疾病等の治療等を受けたことのある医療機関等に限る。)において疾病等の治療等を受けるため、旧勤務地住宅に転居すること。
- g 配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、当該疾病等の治療等を受けるため、転居すること。
- h 出産又は育児のため休学をした配偶者が復学するため、旧勤務地住宅に転居すること。
- i 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(これに準ずる住宅を含み、住居の移転を伴う直近の異動等の日の前日以前から所有している住宅であって旧勤務地住宅であるものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。
- j 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅(これに準ずる住宅を含み、転々異動職員又は当該職員の配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の日以後に所有することとなった住宅であってかつて在勤していた公署の通勤圏内に所在するものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。
- k その他配偶者が職員と同居できないと認められるa～jに類する事情(あらかじめ人事

委員会との協議が必要)



(エ) 通勤困難と認められないが、異動等後に在勤する公署における職務上の必要性から住居を移転せざるを得ない職員(人事委員会の定める職員に限る。)でアの支給要件のうち距離制限以外の要件を満たす職員

規則7-159  
第5条第3項  
第2号

(オ) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員で、アの支給要件のうち单身以外の要件を満たす職員

第5号

(カ) 定年退職の翌日に再任用された職員、職員派遣から職務に復帰した職員又は退職派遣から採用された職員のうち、アの支給要件を満たす職員

第1号

(キ) 上記の(ア)~(カ)までの権衡職員となる事情が重複する職員

第7号

(ク) その他給与条例第10条の2第1項の規定による单身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会の定める職員

第8号

(人事委員会の定める職員)

青人職元第153号

a 单身赴任手当を支給されていた職員が配偶者のない職員となった場合で異動等前から配偶者のない職員であった者とした場合に上記(イ)の職員たる要件に該当する職員

b 单身赴任手当の支給を受けている配偶者の異動等に伴い職員が居住する住居に転居した日と同日の異動等に伴い住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員又は満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員等

### (3) 支給の始期、終期及び支給額の改定 (P184 参照)

規則7-159  
第9条

ア 新たに支給対象職員たる要件を具備した場合及び支給額を変更すべき事実が生じた場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額を改定する。

イ 職員が支給対象職員たる要件を欠くに至った場合(職員が離職又は死亡した場合、配偶者と離婚した場合、配偶者が死亡した場合及び子が満15歳又は満18歳に達した日以後

の最初の3月 31 日の翌日を迎えた場合を含む。)は、その事実の生じた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで支給する。

ウ アの場合(支給額の改定るときは増額する場合に限る。)で届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月(受理した日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給を開始し、又は支給額を改定する。

**(4) 支給額**

支給額=30,000 円+加算額

加算額は、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離区分に応じ、次表に掲げる額とする。

交通距離区分		加算額	交通距離区分		加算額
100 km以上	300 km未満	8,000 円	1,100 km以上	1,300 km未満	46,000 円
300 km "	500 km "	16,000	1,300 km "	1,500 km "	52,000
500 km "	700 km "	24,000	1,500 km "	2,000 km "	58,000
700 km "	900 km "	32,000	2,000 km "	2,500 km "	64,000
900 km "	1,100 km "	40,000	2,500 km以上		70,000

条例第 10 条の2  
第2項

規則7-159  
第4条

**5 期末手当**

**(1) 概要**

6月1日及び 12 月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員並びに基準日前1か月以内に退職又は死亡した職員に規則で定める日に支給される手当である。

条例第 19 条  
第1項

**(2) 支給対象**

ア 基準日に在職する職員又は退職し、若しくは死亡した職員

イ 基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員

(注) 基準日前1か月以内とは次の期間をいう。

(基準日)	(期間)
6月1日	5月1日 ~ 5月31日
12月1日	11月1日 ~ 11月30日

青人職 39 第6号

**(3) 支給制限**

ア 基準日に在職する職員のうち、無給休職者、刑事休職者、停職者等である場合は、支給しない。

イ 基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、次の者には支給しない。

- (ア) 退職等の日において、無給休職者、刑事休職者、停職者等であった者
- (イ) 退職後、常勤の特別職の職員等となった者
- (ウ) 退職後、引き続き他の地方公共団体等の職員となった者(人事委員会の定めるものに限る。)
- (エ) 退職後、再任用職員となった者

規則7-80  
第2条

規則7-80  
第3条

(4) 支給額

支給額＝基礎額×期別支給割合×在職期間別割合

ア 基礎額＝給料の月額＋扶養手当の月額＋地域手当の月額＋加算(①＋②)



〔(給料月額＋扶養手当の月額)×地域手当の支給割合〕

(注) 1 地域手当の月額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。(イ)において同じ。)

2 基礎額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 休職により給料等が8割支給とされている職員の場合にあっても、基礎額は減額前の給料の月額等により算定する。(支給額は8割となる。)

(ア) 加算①＝給料月額×加算割合

区 分	加算割合
管理職手当の区分が1類又は2類の職を占める職員	25/100
任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員のうち6号給以上の給料月額を受ける職員	
任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員のうち6号給以上の給料月額を受ける職員	20/100
管理職手当の区分が3類の職を占める職員	
管理職手当の区分が4類の職を占める職員	15/100
任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員のうち5号給の給料月額を受ける職員	
任期付研究員条例第5条第1項の給料表の適用を受ける職員のうち4号級及び5号給の給料月額を受ける職員	
管理職手当の区分が5類の職を占める職員	10/100

条例第19条  
第2項  
条例第19条  
第4項

条例第19条  
第5項  
規則7-80  
第5条の4

(イ) 加算② = (給料の月額 + 地域手当の月額) × 加算割合



(給料月額 × 地域手当の支給割合)

加算割合	20/100	15/100	10/100	5/100
給料表				
行政職給料表	10級・9級・8級	7級・6級	5級・4級	3級
警察職給料表	9級	8級・7級	6級・5級・4級※	4級・3級※
海事職給料表			5級・4級・3級※	3級
教育職給料表(一)	4級※	4級	3級・2級※	2級※・1級※
教育職給料表(二)				
研究職給料表	5級	4級	3級	2級※
医療職給料表(一)	4級・3級※	3級	2級	1級※
医療職給料表(二)		7級・6級	5級・4級※	4級・3級※
医療職給料表(三)		7級・6級	5級・4級※	4級・3級※
任期付職員条例第7条第1項の給料表	5号給以上の給料月額を受ける職員	4号給及び3号給の給料月額を受ける職員	2号給及び1号給の給料月額を受ける職員	
任期付研究員条例第5条第1項の給料表	5号給以上の給料月額を受ける職員	4号給及び3号給の給料月額を受ける職員	2号給及び1号給の給料月額を受ける職員	
任期付研究員条例第5条第2項の給料表				すべての職員

(注) ※は人事委員会が定める職員に限る。

イ 期別支給割合

基準日	支給日	期別支給割合				
		右以外の職員	特定幹部職員	再任用職員	特定幹部職員	特定任期付職員・任期付研究員
6月1日	6月30日	122.5/100	102.5/100	70/100	60/100	160/100
12月1日	12月10日					

(注) 1 支給日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日になる。

2 「特定幹部職員」とは、管理職手当の区分が1類から5類までの職を占める職員のうち行政職給料表適用者の場合は職務の級が8級以上であるもの並びに同表以外の給料表適用者の場合はその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するものをいう。

3 「特定任期付職員」とは、任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員をいう。

ウ 在職期間別割合

在職期間	割合
6か月	100/100
5か月以上6か月未満	80/100
3か月以上5か月未満	60/100
3か月未満	30/100

条例第19条  
第5項

規則7-80  
第5条の3  
別表第1

条例第19条  
第2項

規則7-80  
第5条の2

条例第19条  
第2項

(注)1 基準日以前6か月以内の在職期間に応じて定められており、基準日以前6か月以内の期間は、次のとおりである。

(基準日)	(期間)
6月1日	前年12月2日～6月1日
12月1日	6月2日～12月1日

2 在職期間

在職期間=(ア)-(イ)

(ア) 給与条例の適用を受ける職員として在職した期間

(イ) 除算期間

- a 停職、未帰還又は専従休職の職員である期間
- b 育児休業期間(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれを合算した期間)が1か月以下である職員を除く。)(P129参照)又は大学院修学休業期間の2分の1の期間
- c 自己啓発等休業期間の2分の1の期間
- d 配偶者同行休業期間の2分の1の期間
- e 休職期間(公務傷病等による休職者であった期間を除く。)の2分の1の期間
- f 育児短時間勤務期間のうち短縮された部分の2分の1の期間(P129参照)
- g 修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の2分の1の期間
- h 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の2分の1の期間
- i 令和2年3月以前に臨時の職員又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下同じ。)で、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様でない者の臨時の職員又は非常勤の職員としての在職期間
- o 令和2年4月以後、会計年度任用職員としての在職期間

規則7-80  
第6条  
青人職 39 第6号

(例) 4月2日から育児休業の承認を受けた職員が10月10日に職務復帰した場合における6月期及び12月期の期末手当の額は次のとおりである。(職員の基準日(6月1日及び12月1日)における給料は、行政職給料表2級25号給であり、扶養親族はいない。)

○ 6月期の期末手当支給額

(ア) 給与条例の適用を受ける職員として在職した期間

6か月

(イ) 除算期間

2月(4月2日～6月1日)×1/2=1月

在職期間=6か月-1月=5月

→ 在職期間別割合 80/100

支給額= 235,400円 ×  $\frac{122.5}{100}$  ×  $\frac{80}{100}$  = 230,692円

○ 12月期の期末手当支給額

(ア) 給与条例の適用を受ける職員として在職した期間

6か月

(イ) 除算期間

4月8日(6月2日～10月9日)×1/2=2月4日

在職期間=6か月-2月4日=3月26日

→ 在職期間別割合 60/100

支給額= 235,400円 ×  $\frac{122.5}{100}$  ×  $\frac{60}{100}$  = 173,019円

※なお、支給額に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満切捨て

(注) 期間の計算方法

1 月により計算するときは、民法第143条の例により、応当日の前日をもって1月として計算する。

2 日を月に換算するときは30日をもって1月とし、時間を日に換算するときは7時間45分(再任用短時間勤務職員等で、1週間当たりの週休日が2日の場合は、1週間の勤務時間を5で除して得た時間)をもって1日とする。

(5) 不支給・一時差止処分

ア 不支給

基準日から支給日の前日までの間に懲戒免職とされた場合等には、期末手当は支給されない。

イ 一時差止処分

期末手当を支給されることとされていた離職者が、離職した日から支給日の前日までの間に、在職期間中の行為に係る刑事事件に関して起訴された場合等には、期末手当の支給を一時差し止めることができる。

## 6 勤勉手当

(1) 概要

6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員及び基準日前1か月以内に退職又は死亡した職員に勤務成績に応じて規則で定める日に支給さ

れる手当である。

(注) 特定任期付職員及び任期付研究員には支給されない。

## (2) 支給対象

ア 基準日に在職する職員又は退職し、若しくは死亡した職員

イ 基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員

(注) 基準日前1か月以内とは次の期間をいう。

(基準日)	(期間)
6月1日	5月1日 ～ 5月31日
12月1日	11月1日 ～ 11月30日

## (3) 支給制限

ア 基準日に在職する職員のうち、退職者(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものを除く。)、停職者等である場合は、支給しない。

イ 基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員のうち、次の者には支給しない。

(ア) 退職等の日において、退職者(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものを除く。)、停職者等であった者

(イ) 退職後、常勤の特別職の職員等となった者

(ウ) 退職後、引き続き他の地方公共団体等の職員となった者(人事委員会の定めるものに限る。)

(エ) 退職後、再任用職員となった者

## (4) 支給額

支給額＝基礎額×期間率×成績率

ア 基礎額＝給料の月額＋地域手当の月額＋加算(①＋②)

↓

(給料月額×地域手当の支給割合)

(注)1 地域手当の月額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。(イ)において同じ。)

2 基礎額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(ア) 加算①＝給料月額×加算割合

加算割合は、期末手当(4)のアの(ア)と同じ。

(イ) 加算②＝(給料の月額＋地域手当の月額)×加算割合

↓

(給料月額×地域手当の支給割合)

加算割合は、期末手当(4)のアの(イ)と同じ。

条例第19条の4  
第1項  
青人職39第6号

規則7-80  
第8条

規則7-80  
第9条

条例第19条の4  
第2項  
規則7-80  
第10条

条例第19条の4  
第4項  
(第19条第5項  
準用)

イ 期間率

勤務期間	期間率	勤務期間	期間率
6 か 月	100/100	2か月15日以上 3 か 月 未 満	40/100
5か月15日以上 6 か 月 未 満	95/100	2 か 月 " 2か月15日 "	30/100
5 か 月 " 5か月15日 "	90/100	1か月15日 " 2 か 月 "	20/100
4か月15日 " 5 か 月 "	80/100	1 か 月 " 1か月15日 "	15/100
4 か 月 " 4か月15日 "	70/100	15 日 " 1 か 月 "	10/100
3か月15日 " 4 か 月 "	60/100	15 日 未 満	5/100
3 か 月 " 3か月15日 "	50/100	0	0

規則7-80  
第11条  
別表第2

(注) 1 基準日以前6か月以内の勤務期間に応じて定められており、基準日以前6か月以内の期間とは次のとおりである。

(基準日)	(期間)
6月1日	前年12月2日 ~ 6月1日
12月1日	6月2日 ~ 12月1日

2 勤務期間

勤務期間=(ア)-(イ)

(ア) 給与条例の適用を受ける職員として在職した期間

(イ) 除算期間

- a 停職、未帰還又は専従休職の職員である期間
- b 育児休業期間(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれを合算した期間)が1か月以下である職員を除く。)(P131 参照)又は大学院修学休業期間
- c 自己啓発等休業期間
- d 配偶者同行休業期間
- e 休職期間(公務傷病等による休職者であった期間を除く。)
- f 育児短時間勤務期間のうち短縮された部分の期間(P131 参照)
- g 欠勤により給与を減額された期間(7時間45分以上の場合)
- h 負傷又は疾病(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病等を除く。)により勤務しなかった期間が週休日等(週休日、時間外勤務代休時間指定日並びに祝日法による休日等及び年末年始の休日等)を除いて30日を超える場合には、その全期間
- i 介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その全期間
- j 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- k 育児部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- l 修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その全期間
- m 高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間については、その全期

規則7-80  
第12条

間

n 令和2年3月以前に臨時の職員又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下同じ。)で、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様でない者の臨時の職員又は非常勤の職員としての在職期間

o 令和2年4月以後、会計年度任用職員としての在職期間

p 基準日以前6か月以内の全期間にわたって勤務した日がない場合には、a～oにかかわらず、その全期間

ウ 成績率

(ア) 再任用職員以外の職員

基準日	区 分	特定幹部職員以外の職員		特定幹部職員	
		6月1日	特に優秀	109/100 以上	180/100 以下
12月1日	優 秀	98/100 以上	109/100 未満	119/100 以上	133/100 未満
	良 好	87/100		107/100	
	良好でない	79/100以下		98/100以下	

(注) 特定幹部職員…期末手当において規定するものと同じ

(イ) 再任用職員

基準日	区 分	特定幹部職員以外の職員		特定幹部職員	
		6月1日	優 秀	42.5/100超	
12月1日	良 好	42.5/100		52.5/100	
	良好でない	40.5/100以下		50.5/100以下	

(注) 特定幹部職員…期末手当において規定するものと同じ

(例1) 病気休暇の除算期間の計算

令和3年2月22日から4月7日まで病気休暇をとった場合

① 除算をするかどうかについて

病気休暇をとった期間から週休日等を除いて計算すると31日となり、30日を超えているので除算の対象となる。

② 実際に除算する期間について

2月22日から3月21日までを「1月」と計算し、残りの3月22日から4月7日までの期間については、週休日等を除いて計算する。したがって、除算期間は1月13日となる。

12/2 (出勤) 2/22                      3/21    22                      4/7 (出勤) 6/1

└──────────┘                      └──────────┘

1月    13日

なお、勤務期間は、6月－1月13日＝4月17日となる。

(例2) 育児部分休業の承認を受けた場合の除算期間の計算

令和3年6月2日から12月1日までの間に1日2時間の部分休業の承認を受けた日が120日あった場合

① 除算するかどうかについて

2時間×120日＝240時間＝30.9…日

部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超えるので、その全期間について除算の対象となる。

② 実際に除算する期間について

2時間×120日＝240時間＝30.9…日

ちなみに、勤務期間は、6月－30.9…日＝4月29.1…日となる。

規則7-80  
第14条

規則7-80  
第14条の2

(5) 不支給・一時差止処分

ア 不支給

基準日から支給日の前日までの間に懲戒免職とされた場合等には、勤勉手当は支給されない。

イ 一時差止処分

勤勉手当を支給されることとされていた離職者が、離職した日から支給日の前日までの間に、在職期間中の行為に係る刑事事件に関して起訴された場合等には、勤勉手当の支給を一時差止めることができる。

条例第 19 条の4  
第5項

(条例第 19 条の2  
準用)

(条例第 19 条の3  
準用)

7 地域手当

(1) 概要

民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して定める地域に在勤する職員、その地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等の事情がその地域に準ずる地域に所在する公署に在勤する職員及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員に支給する。

条例第9条の2  
条例第9条の3

(2) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

(3) 支給額

支給額 = (給料月額 + 管理職手当の月額 + 扶養手当の月額) × 支給割合

条例第9条の2  
第2項

地域	級地	支給割合
北海道札幌市	7級地	3%
宮城県多賀城市	5級地	10%
宮城県仙台市	6級地	6%
東京都特別区	1級地	20%
愛知県名古屋市	3級地	15%
大阪府大阪市	2級地	16%
福岡県福岡市	5級地	10%
人事委員会の定める地域	人事委員会の定める級地	
医療職給料表(一)の適用を受ける職員		16%

条例第9条の2  
第2項  
規則7-95 別表

条例第9条の3

(注) この表に規定する「人事委員会の定める地域」及び「人事委員会の定める級地」は、人事院規則9-49(地域手当)別表第一に定めるとおとする。

青人職 30 第 196 号

8 寒冷地手当

(1) 概要

毎年 11 月から翌年3月までの各月の初日(以下「基準日」という。)において、北海道、県内その他寒冷の地域で人事委員会が定めるもの(以下「寒冷地」という。)に在勤する職員に支給する。

条例第 18 条  
第1項

(注) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員には支給されない。

## (2) 支給額

条例第18条  
第2項

ア 県内及び北海道(人事委員会が定める地域を除く。)に在勤する者

地域の区分	基準日における世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
県内	17,800 円	10,200 円	7,360 円
北海道	23,360	13,060	8,800

(注)1 「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で、扶養親族を有する者又は扶養親族を有しないが居住のため一戸を構えている者若しくは下宿、寮等の一部屋を占有している者をいう。

規則7-85  
第4条

2 「扶養親族のある職員」には、次の職員を含まないものとする。

規則7-85  
第5条

(1) 寒冷地に居住する扶養親族のないもののうち、単身赴任手当を支給されるもの(職員の扶養親族が居住する住居(当該住居が二以上ある場合にあっては、すべての当該住居)と寒冷地の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの(以下「最短距離」という。)が60 km以上であるものに限る。)

(2) 単身赴任手当を支給される職員以外の職員であって扶養親族と同居していないもののうち、最短距離が60 km以上であるもの

※ 「扶養親族のある職員」に含まない職員は、異動等に伴い、寒冷地以外の地域から寒冷地に、配偶者等と別居して赴任する職員及びそれに相当すると任命権者が認める者に限るものとして取り扱う。

イ 県内及び北海道(人事委員会が定める地域を除く。)以外に在勤する者

人事委員会の承認を得て、任命権者が定める額

## (3) 支給制限

規則7-85  
第2条第2項

基準日において寒冷地に在勤する職員のうち、当該基準日の属する月の初日から末日までの期間の全日数にわたって次に掲げる職員のいずれかに該当する職員は支給対象から除く。

- (1) 刑事休職者、(2) 無給休職者、(3) 停職者、(4) 専従休職者、
- (5) 大学院修学休業職員、(6) 育児休業職員、(7) 外国派遣職員、
- (8) 公益的法人等派遣職員(公益的法人等派遣条例の規定により寒冷地手当が支給される職員を除く。)、(9) 自己啓発等休業職員、(10) 配偶者同行休業職員、
- (11) 本邦外にある職員(外国派遣職員及び扶養親族のある職員を除く。)

## 9 特地勤務手当等

### (特地勤務手当)

#### (1) 概要

条例第11条の2

へき地その他の生活の著しく不便な地に所在する公署(小学校、中学校及び共同調理場を除く。以下「特地公署」という。)に勤務する職員に対して支給する。

(注) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員には支給されない。

(2) 特地公署

特地公署は、級別に人事委員会規則で定める。

(3) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

(4) 支給額

支給額 = (給料の月額 + 扶養手当の月額) × 支給割合

級別区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地
支給割合	2%	4%	6%	8%	10%	12%

規則7-111  
第3条

(特地勤務手当に準ずる手当)

(1) 概要

特地公署又は準特地公署(人事委員会が指定する。)に異動して勤務する職員のうち、当該異動に伴って住居を移転したもの又は職員の在勤する公署が移転して特地公署若しくは準特地公署に該当することとなった場合において、当該公署の移転に伴って住居を移転した職員に支給する。

(注) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員には支給されない。

条例第11条の3  
第1項

(2) 支給期間

職員が異動等に伴って住居を移転した日から、異動等の日から起算して3年に達する日まで支給する。

ただし、その期間内において職員に次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれに定める日まで支給する。

○ 職員が特地公署若しくは準特地公署以外の公署に異動した場合又は職員の在勤する公署が移転等のため特地公署若しくは準特地公署に該当しないこととなった場合

…その異動又は移転等の日の前日

○ 職員が他の特地公署若しくは準特地公署に異動しその異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する公署が移転しその移転に伴って職員が住居を移転した場合(当該公署が引き続き特地公署若しくは準特地公署に該当する場合に限る。)

…住居の移転の日の前日

規則7-111  
第4条第1項

(3) 支給額

支給額 = (給料の月額 + 扶養手当の月額) × 2%

規則7-111  
第4条第2項

(4) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

(5) 権衡職員への支給

ア 権衡職員の範囲

特地公署又は準特地公署に在勤する職員で(1)の職員との権衡上必要があると認められる次に掲げる職員に対しても、(1)の職員に準じて特地勤務手当に準ずる手当が支給される。

条例第11条の3  
第2項

(ア) 人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署等に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員

規則7-111  
第5条第1項  
第2項

(イ) 公益的法人等派遣法の規定により採用され、特地公署等に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員

規則7-111  
第5条第3項

(ウ) 新たに特地公署等に該当することとなった公署に在勤する職員で、新たに特地公署等に該当することとなった日(指定日)前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員

(エ) 新たに特地公署等に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以内に、人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は公益的法人等派遣法の規定により採用され、当該特地公署等に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員

#### イ 支給期間及び額

規則7-111  
第5条第4項

##### ○ アの(ア)及び(イ)の職員

給料表の適用を受けることとなった日又は公益的法人等派遣法の規定により採用された日に特地公署等に異動したもとした場合に(2)、(3)により支給されることとなる期間及び額

##### ○ アの(ウ)の職員

職員の指定日に在勤する公署が職員の異動の日前に特地公署等に該当していたものとした場合に(2)、(3)により指定日以降支給されることとなる期間及び額

##### ○ アの(エ)の職員

職員の指定日に在勤する公署が給料表の適用を受けることとなった日又は公益的法人等派遣法の規定により採用された日前に特地公署等に該当したものとし、かつ、職員がその日に異動したもとした場合に(2)、(3)により指定日以降支給されることとなる期間及び額

## 10 へき地手当等

### (へき地手当)

#### (1) 概要

へき地教育振興法第5条の2第1項に規定するへき地学校等に勤務する職員に対して支給する。

(注) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員には支給されない。

#### (2) へき地学校等

へき地学校等は、級別に人事委員会規則で定める。

#### (3) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

#### (4) 支給額

支給額 = (給料の月額 + 扶養手当の月額) × 支給割合

級地区分	準へき地	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地
支給割合	2%	4%	6%	8%	10%	12%

条例第 11 条の4

規則7-51 第3条

## (へき地手当に準ずる手当)

### (1) 概要

へき地学校等又は特地学校(人事委員会が指定する。)に異動して勤務する職員のうち、当該異動に伴って住居を移転したもの又は職員の在勤する学校等が移転してへき地学校等若しくは特地学校に該当することとなった場合において、当該学校等の移転に伴って住居を移転した職員に支給する。

(注) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員には支給されない。

条例第11条の5  
第1項

### (2) 支給期間

職員が異動等に伴って住居を移転した日から、異動等の日から起算して3年に達する日まで支給する。

ただし、その期間内において職員に次に掲げる事由が生じた場合には、それぞれに定める日まで支給する。

- 職員がへき地学校等若しくは特地学校以外の学校等に異動した場合又は職員の在勤する学校等が移転等のためへき地学校等若しくは特地学校に該当しないこととなった場合  
…その異動又は移転等の日の前日
- 職員が他のへき地学校等若しくは特地学校に異動しその異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する学校等が移転しその移転に伴って職員が住居を移転した場合(当該学校等が引き続きへき地学校等又は特地学校に該当する場合に限る。)  
…住居の移転の日の前日

規則7-51  
第4条第1項

### (3) 支給額

支給額=(給料の月額+扶養手当の月額)×2%

規則7-51  
第4条第2項

### (4) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

### (5) 権衡職員への支給

へき地学校等又は特地学校に在勤する職員で(1)の職員との権衡上必要があると認められる職員に対しても、(1)の職員に準じてへき地手当に準ずる手当が支給される。

#### ア 権衡職員

新たにへき地学校等又は特地学校に該当することとなった学校等に在勤する職員のうち、そのへき地学校等又は特地学校に該当することとなった日(指定日)前にその学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員で、指定日において、その異動の日から起算して3年を経過していないもの

#### イ 支給期間及び額

アの職員の指定日に在勤する学校等が、職員の異動の日前にへき地学校等又は特地学校に該当していたものとした場合に(2)、(3)により指定日以降支給されることとなる期間及び額

条例第11条の5  
第2項

規則7-51  
第5条

## 11 時間外勤務手当

### (1) 概要

正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間外に勤務した時間数に応じて支給する。

(注) 特定任期付職員及び第1号任期付研究員には支給されない。

### (2) 支給制限等

ア 管理職手当を受ける職員には支給しない。

イ 学校に勤務する教育職員には支給しない。

ウ 出張等の公務により旅行中の場合は、命令を受け勤務したことについて明確に証明できる場合に限る。

### (3) 支給対象勤務

ア 正規の勤務時間が割り振られた日(休日等(祝日法による休日及び年末年始の休日並びに休日に変わる代休日)を除く。)において正規の勤務時間外に勤務した場合、その全時間に対して支給する。

イ 週休日において勤務した場合又は休日等において正規の勤務時間外に勤務した場合、その全時間に対して支給する。

(注) 休日等における正規の勤務時間内の勤務に対しては、休日勤務手当が支給される。

ウ 週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更により、あらかじめ割振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した場合、その割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(ただし、下記の職員の区分に応じて、それぞれに定める時間を除く。)に対して支給する。

職 員 の 区 分	除 く 時 間
再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員	
再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 (割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分以上の週の場合)	休日等が属する週において、休日勤務手当が支給される時間
再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等 (割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分未満の週の場合)	38時間45分から割振り変更前の勤務時間を差し引いた時間(休日等が属する週においては、その時間に休日勤務手当が支給される時間を加えた時間)に達するまでの時間

### (4) 支給額

支給額 = (勤務1時間あたりの給与額 × 次表に掲げる支給割合) × 勤務時間数

↓

(P112 参照)

条例第13条

条例第13条  
規則7-0  
第12条

○支給割合

ア 時間外勤務時間が月 60 時間以内までの場合

区 分	支 給 割 合
(3)のアの場合	$\frac{125}{100}$ (午後10時～翌日の午前5時 $\frac{150}{100}$ )
(3)のイの場合	$\frac{135}{100}$ (午後10時～翌日の午前5時 $\frac{160}{100}$ )
(3)のウの場合	$\frac{25}{100}$

(注) (3)のアの場合、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、正規の勤務時間と時間外の勤務時間の合計が7時間 45 分に達するまでは 100/100 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前5時までの間の場合は、25/100 を加算した割合)

イ 時間外勤務時間が月 60 時間を超える場合

区 分	支 給 割 合
(3)のア、イの場合	$\frac{150}{100}$ (午後10時～翌日の午前5時 $\frac{175}{100}$ )
(3)のウの場合	$\frac{50}{100}$

(注) (3)のアの場合、再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、正規の勤務時間と時間外の勤務時間の合計が7時間 45 分に達するまでは 150/100 (その勤務が午後 10 時から翌日の午前5時までの場合は、25/100 を加算した割合)

ただし、時間外勤務代休時間(P121 参照)を指定され、当該時間外勤務代休時間に勤務しなかったときは、時間外勤務代休時間に代えられた時間外勤務の時間について、時間外勤務手当の支給割合の引き上げ分((4)のアとイの差の割合)の時間外勤務手当の支給を要しない。

(例) 土・日曜日を週休日とする者の場合

	平日	平日深夜	土曜・日曜	土曜・日曜深夜
60時間前	125/100	150/100	135/100	160/100
60時間超	150/100	175/100	150/100	175/100

※ 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等に、月60時間を超える時間外勤務を行わせた場合の平日の7時間45分に達するまでの勤務の支給割合(60時間前100/100)も150/100となる。

(5) 支給方法

ア 一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給定日までに支給する。

イ 時間外勤務代休時間に勤務した場合、当該時間外勤務代休時間に代えられた時間外勤務手当は、当該時間外勤務代休時間が指定された日が属する給与期間の次の給与期間における給料の支給定日までに支給する。

ウ ア、イ以外については、給料の支給方法に準ずる。

条例第 13 条  
第4項

条例第 13 条  
第5項

規則7-0  
第 10 条



(例2) 週休日と休日が重なった場合の時間外勤務手当等について

① 時間外勤務命令の場合

週休日と休日が重なった場合は週休日として扱うため、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務した時間数に応じて135/100の時間外勤務手当を支給する。

(週休日)						(週休日)	(週休日)		
	日	月	火	水	木	金	土	日	月
		7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	時間外勤務 7h45m		7h45m

7時間45分の勤務命令

② 週休日の振替及び代休日の指定の場合

週休日の振替により土曜日は勤務時間が割り振られた休日となり、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務した時間数に応じて135/100の休日勤務手当を支給する。

(週休日)						(週休日)	(週休日)		
	日	月	火	水	木	金	土	日	月
		7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	(7h45m)	休日勤務 7h45m		7h45m

振替

休日に割り振られた勤務時間の全部(1日単位)について、さらに代休日を指定した場合は、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給しない。

(週休日)						(週休日)	(週休日)		
	日	月	火	水	木	金	土	日	月
		7h45m	7h45m	7h45m	7h45m	(7h45m)	勤務 7h45m		代休日 (7h45m)

振替      代休日指定

## 12 夜間勤務手当

### (1) 概要

正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務することを命ぜられた職員に対し、その勤務した時間数に応じて支給する。

(注) 特定任期付職員及び第一号任期付研究員には支給されない。

### (2) 支給方法等

深夜勤務中、その勤務が休日勤務手当の支給される日に当たるときは、その勤務に対しては休日勤務手当も併せて支給する。

条例第16条

### (3) 支給制限等

ア 正規の勤務時間外において深夜に勤務した場合は、当該勤務に対しては夜間勤務手当は支給せず、時間外勤務手当を支給する。

イ 管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

### (4) 支給額

支給額 = (勤務1時間当たりの給与額 × 25/100) × 勤務時間数

↓

(P112 参照)

## 13 休日勤務手当

### (1) 概要

休日等(祝日法による休日及び年末年始の休日及びこれらの休日に代わる代休日)において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、その勤務した時間数に応じて支給する。

(注) 特定任期付職員及び第一号任期付研究員には支給されない。

### (2) 支給制限等

ア 管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。

イ 学校に勤務する教育職員には支給しない。

ウ 休日等において正規の勤務時間外に勤務した場合は、時間外勤務手当を支給する。

エ 休日が週休日に当たっている場合は、時間外勤務手当を支給する。

### (3) 交替制勤務者等の特例

交替制勤務者等で週休日が祝日法による休日と重なった場合には、休日勤務手当を支給される日は次に掲げる日となる。

ア 原則として、祝日法による休日の直後の正規の勤務日

イ 直後の正規の勤務日が休日等又は時間外勤務代休時間指定日に当たるときは、当該休日等又は時間外勤務代休時間指定日の直後の正規の勤務日

ウ 職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて人事委員会の承認を得たときは、その日

### (4) 支給額

支給額 = (勤務1時間当たりの給与額 × 135/100) × 勤務時間数

↓

(P112 参照)

## 14 宿日直手当

### (1) 概要

正規の勤務時間以外の時間及び休日等(祝日法による休日及び年末年始の休日並びに休日に代わる代休日)に本来の勤務に従事しないで宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給する。

条例第14条

規則7-0  
第13条

規則7-0  
第14条

条例第15条  
規則7-65  
第2条

(2) 病院局職員以外の宿日直手当

ア 支給方法等

一般の宿日直及び次の特殊な宿日直をした場合に支給する。

- (ア) 医師による入院患者の病状の急変等に対処するための勤務
- (イ) 警察本部、警察署又は警察学校における警備又は事件の捜査、処理等のための待機等が伴う勤務
- (ウ) 警察学校における学生の点呼、確認等が伴う勤務
- (エ) 公立学校の寄宿舎における児童等の点呼、確認等が伴う勤務
- (オ) 中央児童相談所における一時保護児童の点呼、確認等が伴う勤務
- (カ) 防災危機管理課において行われるテロ事件発生への対応等が伴う勤務

イ 支給制限

宿日直勤務は、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務には含まれないものとする。

ウ 支給額

区 分	一般の宿日直の場合	特 殊 な 宿 日 直 の 場 合			
		(ア)	(イ)	(ウ)、(エ)及び(オ)	(カ)
勤務1回につき	4,400円	21,000円	7,400円	6,100円	5,300円
勤務1回が5時間未満の場合	2,200円	10,500円	3,700円	3,050円	2,650円
半日勤務日 ※の退庁時から引き続き勤務した場合	6,600円	31,500円	11,100円	9,150円	—

※ 表中、「半日勤務日」とは、勤務時間が午前8時 15 分～午後0時 15 分までと定められている日及びこれに相当する日をいう。

(3) 病院局職員の宿日直手当

ア 支給方法等

次に掲げる宿日直をした場合に支給する。

- (ア) 医師による入院患者の病状の急変等に対処するための勤務
- (イ) 臨床工学技士による緊急の外来患者及び入院患者に緊急に対処するための勤務

イ 支給制限

宿日直勤務は、時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務には含まれないものとする。

ウ 支給額

区 分	(ア)	(イ)
勤務1回につき	20,000円	4,100円
勤務1回が5時間未満の場合	10,000円	2,050円

条例第 15 条第 1 項  
規則 7-65  
第 2 条第 2 項

条例第 15 条  
第 2 項

規則 7-65  
第 3 条

病院局職員給与  
規程第 19 条

## 15 管理職手当

### (1) 概要

管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で指定するもの(支給対象職)について、その職務の特殊性に基づき支給する。

条例第7条の2

### (2) 支給方法等

給料の支給方法に準じて支給する。

支給対象職及び区分は表1に掲げるとおりであり、支給額は表2に掲げる額とする。

規則7-0  
第5条の3

### (3) 支給制限

月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、支給しない。

ただし、次のア及びイに該当する場合は、勤務しなかった場合から除く。

ア 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る休職

イ 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病(派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。)に係る休暇

規則7-0  
第5条の4

表1 支給対象職及び区分

組 織	職	区 分
知事の事務部局	本庁部長 危機管理局長 観光国際戦略局長 エネルギー総合対策局長 会計管理者 地域県民局長(区分4類のものを除く。)	2類
	本庁理事 東京事務所長	3類
	本庁部次長 水産局長 危機管理局次長 観光国際戦略局次長 エネルギー総合対策局次長 出納局次長 地域県民局長(職務の級行政職8級のものに限る。)	4類
	参事 交通政策推進監 保健医療対策監 農商工連携推進監 地域県民局地域連携部長(区分6類のものを除く。) 地域県民局地域健康福祉部長(区分6類のものを除く。) 地域県民局地域農林水産部長(区分6類のものを除く。) 地域県民局地域整備部長(区分6類のものを除く。) 美術館副館長	5類
	本庁課長 本庁室長 地域県民局地域連携部長(職務の級行政職給料表7級のものに限る。) 地域県民局県税部長 地域県民局地域健康福祉部長(職務の級行政職給料表7級のものに限る。) 地域県民局地域健康福祉部保健総室長 地域県民局地域健康福祉部福祉総室長 地域県民局地域健康福祉部こども相談総室長 地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室長 東青地域県民局地域健康福祉部こども女性相談総室長 地域県民局地域農林水産部長(職務の級行政職給料表7級のものに限る。) 東青地域県民局地域農林水産部青森家畜保健衛生所長 地域県民局地域整備部長(職務の級行政職給料表7級のものに限る。) 東青地域県民局地域整備部青森港管理所長 西北地域県民局地域整備部鱒ヶ沢道路河川事業所長 環境保健センター所長 動物愛護センター所長	6類

組 織	職	区 分
知事の事務部局	十和田食肉衛生検査所長 田舎館食肉衛生検査所長 子ども自立センターみらい所長 あすなろ療育福祉センター所長 あすなろ療育福祉センター生活支援部長 あすなろ療育福祉センター診療部長 さわらび療育福祉センター所長 さわらび療育福祉センター生活支援部長 さわらび療育福祉センター診療部長 精神保健福祉センター所長 県外情報センター所長 高等技術専門校長(区分8類のものを除く。) 八戸工科学院長 営農大学校長 青森空港管理事務所長 消防学校長	6類
	総括副参事 IT専門監 青い森鉄道専門監 世界文化遺産登録専門監 新型コロナウイルス感染症対策監 危機管理対策監 地域県民局地域農林水産部次長(職務の級行政職給料表7級のものに限る。) 地域県民局地域整備部次長(職務の級行政職給料表7級のものに限る。) 東京事務所次長	7類
	地域県民局環境管理部長 地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長(区分6類及び10類のものを除く。) 地域県民局地域農林水産部水産事務所長 地域県民局地域農林水産部漁港漁場整備事務所長 東青地域県民局地域整備部駒込ダム建設所長 三八地域県民局地域整備部八戸港管理所長 上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所長 障害者相談センター所長 むつ高等技術専門校長 障害者職業訓練校長 原子力センター所長	8類
	本庁課長代理 本庁室長代理 副参事 土木工事検査監 建築工事検査監	9類

組 織	職	区 分
知事の事務部局	県境再生対策監	9類
	津波防災地域づくり推進監	
	津軽港利用促進監	
	国際誘客推進監	
	地域県民局県税部次長	
	地域県民局地域健康福祉部保健総室次長	
	地域県民局地域健康福祉部福祉総室次長	
	地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室次長	
	東青地域県民局地域健康福祉部こども女性相談総室次長	
	衛生指導監	
	地域県民局地域農林水産部次長(区分7類のものを除く。)	
	地域県民局地域農林水産部農業普及振興室長	
	畜産推進監	
	林務調整監	
	農村整備調整監	
	地域県民局地域整備部次長(区分7類のものを除く。)	
	むつ南・白糠バイパス整備推進監	
	環境保健センター次長	
	十和田食肉衛生検査所次長	
	十和田食肉衛生検査所三沢支所長	
精神保健福祉センター次長		
精神保健医長		
県外情報センター次長		
高等技術専門校教頭(職務の級行政職給料表6級のものに 限る。)		
生涯職業能力開発推進監		
八戸工科学院副学院長		
営農大学校教頭		
青森空港管理事務所次長		
消防学校副校長		
原子力センター次長		
東青地域県民局地域農林水産部青森地方水産業改良普及 所長	10類	
下北地域県民局地域農林水産部むつ家畜保健衛生所長 病虫害防除所長		
議会の事務部局	事務局長	2類
	事務局次長	4類
	課長	6類
	副参事	9類
監査委員の事務 部局	事務局長	4類
	課長	6類
	副参事	9類
選挙管理委員会 の事務部局	事務局次長	6類
	副参事	9類

組 織	職	区 分
人事委員会の事務部局	事務局長	2類
	課長	6類
	副参事	9類
労働委員会の事務部局	事務局長	4類
	課長	6類
	副参事	9類
海区漁業調整委員会の事務部局	事務局長	9類
教育委員会の事務部局	理事	3類
	図書館長	
	総合社会教育センター所長	
	総合学校教育センター所長	
	教育次長	4類
	参事	5類
	埋蔵文化財調査センター所長	
	郷土館長	
	本庁課長	6類
	高等学校教育改革推進室長	
	教育事務所長	
	少年自然の家所長	
三内丸山遺跡センター所長		
総括副参事	7類	
埋蔵文化財調査センター次長		
図書館副館長		
総合社会教育センター副所長		
総合学校教育センター副所長		
郷土館副館長		
本庁課長代理	9類	
本庁室長代理		
学校教育課特別支援教育推進室長		
副参事		
生涯学習課学校地域連携推進監		
郷土館課長		
三内丸山遺跡センター副所長		
県立高等学校、県立特別支援学校、県立中学校、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する学校	校長のうち人事委員会が定めるもの	6類
	校長	8類
	教頭のうち人事委員会が定めるもの	8類の2
	教頭	9類
	教頭(2級)	10類
	事務長のうち人事委員会が定めるもの	9類の2
	事務長	10類
分校主事である教諭		

組 織	職	区 分
警察	総務室長	3類
	本部部長 首席監察官(区分5類のものを除く。) 首席参事官 警察学校長 警察署長(職務の級警察職給料表9級のものに限る。)	4類
	首席監察官(職務の級警察職給料表8級のものに限る。) 参事官 参事 警察署長(職務の級警察職給料表8級のものに限る。)	5類
	本部課長 科学捜査研究所長 監察官 機動捜査隊長 機動隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 警察署長(区分4類及び5類のものを除く。)	6類
	総括副参事 総括研究管理官 理事官 管理官 警察学校副校長 警察署副署長(区分9類のものを除く。)	7類
	監査室長 調査官 施設調査官 会計指導官 会計調査官 研究管理官 給与管理官 情報管理調査官 交通管制官 会計官 調整指導官 副参事 警察署副署長(職務の級警察職給料表6級のものに限る。)	9類
	参事	5類
	所長(企業職給料表(一)7級のものに限る。)	6類
	総括副参事	7類
	所長	8類
副参事	9類	
公営企業		

企業職員給与  
規程第3条

組 織	職	区 分
病院局	病院局長 中央病院長	2類
	病院事業管理者特命補佐 地域医療調整監 つくしが丘病院長 中央病院副院長 医療管理監	3類
	運営部長	4類
	中央病院がん診療センター長 中央病院循環器センター長 中央病院脳神経センター長 中央病院糖尿病センター長 中央病院総合周産期母子医療センター長 中央病院救命救急センター長 中央病院の診療部門の長 地域医療情報推進監 中央病院看護部長	5類
	経営企画室長 中央病院の副センター長及び統括部長並びに科及び部の長 (病院局医療職給料表(一)適用者に限る。) 中央病院薬剤部長 つくしが丘病院副院長 つくしが丘病院診療部長 つくしが丘病院の診療科の長 つくしが丘病院看護部長	6類
	中央病院総括副参事 中央病院看護部次長 中央病院総括看護指導監	7類
	副参事 総務課長 管理課長 情報管理課長 中央病院医学物理指導監 中央病院病理指導監 中央病院臨床検査・輸血指導監 中央病院薬剤指導監 中央病院医療の質向上推進監 中央病院リハビリテーション指導監 中央病院統括臨床検査技師長 中央病院腫瘍放射線指導監 中央病院看護指導監 中央病院看護企画監 つくしが丘病院運営室長 つくしが丘病院看護部次長	9類

表2 支給額

区 分	管 理 職 手 当 額	
	医療職給料表(一)以外の給料表適用職員	医療職給料表(一)適用職員
1 類	139,300 円	— 円
2 類	130,300	137,700
3 類	104,200	110,100
4 類	94,000	102,800
5 類	82,200	89,900
6 類	77,400	83,500
7 類	66,400	71,600
8 類	62,300	—
8 類 の 2	57,100	—
9 類	51,900	59,700
9 類 の 2	49,600	—
10 類	31,700	—

規則7-67  
第3条  
別表第2

※ 任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等にあつては、この額にその者の勤務時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)。

## 16 管理職員特別勤務手当

### (1) 概要

管理職手当の支給を受ける職員が次のいずれかに該当する場合に支給する。

ア 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(祝日法による休日及び年末年始の休日並びにこれらの休日に代わる代休日)(以下「週休日等」という。)に勤務した場合

イ 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間にあつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合

### (2) 支給方法等

ア 給料の支給方法に準じて支給する。

イ (1)アの臨時又は緊急の必要による勤務とは、週休日等に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務をいう。

ウ (1)イの臨時又は緊急の必要による勤務とは、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に処理することを要することが明白な臨時の又は緊急性を有する業務のための勤務をいう。

エ 公務の運営の必要による勤務には、休日において公務の正常な運営を確保するため、交替制勤務に従事する職員が当該休日の正規の勤務時間中に行う勤務を含む。

オ (1)アの手当の支給対象となる勤務は、週休日等に始まる勤務(その前日である週休日等以外の日から引き続く勤務を含む。)とし、連続する勤務(二以上の週休日等にまたがる勤務を含む。)の始まり(当該前日から週休日等に引き続く勤務にあつては、当該週休日等の午前0時)から終わりまでを1回として取り扱うものとする。ただし、一の週休日等において勤

条例第16条の2

規則7-0  
第10条  
青人職3第114号  
条例第16条の2  
関係



(イ) 病院局職員の場合

管理職手当の 区分	手当額(週休日等)		手当額 (平日深夜)
	右記以外の業務	医師の患者病状急変等 対処のための診療業務	
2類	12,000 円	14,400 円	6,000 円
3類	11,000	13,200	5,500
4類	10,000	12,000	5,000
5類	9,000	10,800	4,500
6類	8,500	10,200	4,300
7類	7,500	9,000	3,800
9類	6,000	7,200	3,000

イ 特定任期付職員の給料表の号給等に応じた手当額

規則7-162  
第2条第1項  
第2号

給料表	職 員	手当額(週休日等)
任期付職員条 例第7条第1項 の給料表	6号給及び7号給並びに任期付職員条例第7条 第3項の規定による給料月額を受ける職員	12,000 円
	5号給の職員	10,000
	2号給から4号給までの職員	8,500
	1号給の職員	7,000

ウ 任期付研究員の給料表の号給等に応じた手当額

規則7-162  
第2条第1項  
第3号

給料表	職 員	手当額(週休日等)
任期付研究員 条例第5条第1 項の給料表	6号給及び任期付研究員条例第5条第4項の規 定による給料月額を受ける職員	12,000 円
	4号給及び5号給の職員	10,000
	2号給及び3号給の職員	8,500
	1号給の職員	7,000

17 初任給調整手当

(1) 概要

条例第7条の3

一般に専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職  
で人事委員会規則で定めるものに新たに採用され、又は異動した職員に支給する。

(注) 再任用職員及び任期付短時間勤務職員には支給されない。

(2) 支給対象職

条例第7条の3  
第1項

ア 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認  
められるもの(以下「1項職」という。)

イ 1項職以外の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員  
の補充が困難であると認められるもの(以下「2項職」という。)

ウ 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認  
められるもの(以下「3項職」という。)

エ 1項職、2項職及び3項職以外の職で特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠  
員の補充について特別の事情があると認められるもの(以下「4項職」という。)

**(3) 支給対象職員の資格要件**

- ア 1項職及び2項職に採用され、又は異動した職員については、大学卒業の日から 37 年（臨床研修を経た者にあつては 39 年、実地修練を経た者にあつては 38 年）内に採用又は異動が行われたものであること。
- イ 3項職に採用され、又は異動した職員については、大学卒業の日から 16 年以内に採用又は異動が行われたものであること。
- ウ 4項職に採用され、又は異動した職員については、人事委員会の定めるところによるものであること。

条例第7条の3  
第1項  
規則7-62  
第3条、第4条

**(4) 支給方法**

給料の支給方法に準じて支給する。

1項職及び2項職にある職員については、大学卒業後4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えた後に採用された場合は、その超える期間手当が支給されていたものとする。

規則7-0  
第5条の2  
規則7-62  
第6条第1項

**(5) 支給制限**

休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る休職を除く。）又は派遣等の期間（地方独立行政法人青森県産業技術センターにおいて初任給調整手当を支給されていた期間を除く。）は、支給期間に含まれない。また、手当も支給されない。

規則7-62  
第6条第2項  
青人職 37 第 125 号  
規則第6条関係

**(6) 支給期間及び支給額**

- ア 1項職及び2項職にある職員については35年間とし、採用等の日以後の期間の区分に応じ、次表に掲げる額を支給する。
- イ 3項職にある職員については15年間とし、獣医師免許を取得した日以後の期間の区分に応じ、次表に掲げる額を支給する。
- ウ 4項職にある職員については、人事委員会規則の定めるところにより5年以内の期間、2,500 円の範囲内で支給する。

条例第7条の3  
規則7-62  
第6条

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満							
1 年 以 上 2 年 未 満							
2 " 3 "						50,800	
3 " 4 "							45,000
4 " 5 "							
5 " 6 "						49,000	
6 " 7 "						47,200	
7 " 8 "	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	45,400	
8 " 9 "						43,600	
9 " 10 "						41,800	37,500
10 " 11 "						40,000	30,000
11 " 12 "						38,200	22,500
12 " 13 "						36,400	15,000
13 " 14 "						35,000	7,500
14 " 15 "						33,600	
15 " 16 "							
16 " 17 "	410,400	364,800	305,300	248,600	183,100	32,200	
17 " 18 "	406,000	360,800	302,000	246,000	181,500	30,800	
18 " 19 "	401,600	356,800	298,700	243,400	179,900	29,400	
19 " 20 "	397,200	352,800	295,400	240,800	178,300	28,000	
20 " 21 "	392,800	348,800	292,100	238,200	176,700	26,600	
21 " 22 "	373,400	331,900	278,300	226,200	167,500	26,000	
22 " 23 "	353,600	314,700	264,300	214,300	157,700	25,400	
23 " 24 "	334,300	298,000	250,800	202,300	148,600	24,400	
24 " 25 "	314,900	281,100	236,900	190,500	138,900	23,800	
25 " 26 "	295,400	264,200	223,200	178,700	129,700	23,200	
26 " 27 "	272,700	243,400	205,600	164,300	118,700	22,600	
27 " 28 "	250,500	223,000	188,500	150,000	108,300	22,000	
28 " 29 "	228,100	202,600	171,200	135,700	98,000	21,200	
29 " 30 "	205,300	181,800	153,600	121,400	87,000	20,900	
30 " 31 "	180,500	159,900	135,600	106,400	76,400	20,500	
31 " 32 "	155,600	138,000	117,300	91,600	65,300	19,900	
32 " 33 "	131,000	116,300	99,400	76,400	54,900	19,000	
33 " 34 "	92,900	84,400	73,400	57,300	40,700	18,100	
34 " 35 "	57,600	54,600	49,100	38,900	27,500	17,400	

(注) 1 表中の1項職員の1種から5種の区分は次のとおりである。

1種… 下北地域県民局地域健康福祉部に置かれる職

2種… 西北地域県民局地域健康福祉部又は上北地域県民局地域健康福祉部に置かれる職

3種… 1種、2種以外の職で、地域手当が支給されない地域に所在する公署に置かれる職又は、地域手当の支給区分が5級地、6級地又は7級地である地域に所在する公署に置かれる職

4種… 地域手当の支給区分が4級地である地域に所在する公署に置かれる職

5種… 地域手当の支給区分が1級地、2級地又は3級地である地域に所在する公署に置かれる職

2 育児短時間勤務職員等にあつては、この額にその者の勤務時間数を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)。

## 18 農林漁業普及指導手当

### (1) 概要

農業、林業又は水産業に関する専門の事項等について調査研究を行うとともに農業、林業又は水産業に従事する者に接して、これらに関する技術及び知識を普及指導すること(以下「普及事務」という。)を職務とする職員に対して支給する。

条例第 19 条の9

### (2) 支給対象職員

農業、林業又は水産業に係る普及指導員(管理職手当支給対象者を除く。)

規則7-86  
第2条

### (3) 支給要件

#### ア 常勤の職員

月の初日から末日までの間において、勤務を要する日のうち、普及事務に従事している日及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない日の合計が、その月の勤務を要する日の合計の2分の1以上となるよう、普及事務に従事していなければならない。

規則7-86  
第3条

#### イ 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等

月の初日から末日までの間において、勤務を要する日における再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等として勤務を要する時間のうち、普及事務に従事している時間及び公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない時間の合計が、その月に再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等として勤務を要する時間の合計の2分の1以上となるよう、普及事務に従事していなければならない。

※ 勤務を要する日とは、週休日並びに祝日法による休日等及び年末年始の休日等に該当しない日をいう。

### (4) 支給額

月額 12,600 円

(注) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の 1 週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)。

規則7-86  
第4条

## 19 義務教育等教員特別手当

### (1) 概要

学校教育の水準の維持向上を図るため、義務教育諸学校の教育職員及びこれとの権衡上高等学校等の教育職員に支給する手当である。

条例第 19 条の6

### (2) 支給方法等

教育職給料表の適用を受ける職員で、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に勤務する者に対して給料表、職務の級及び号給の別(再任用職員にあつては、職務の級の別)に応じて月額 8,000 円の範囲内で給料の支給方法に準じて支給する。

規則7-0  
第5条の2

規則7-133  
第4条

(3) 支給額

ア 別表第一 教育職給料表(二)の適用を受ける者

規則7-133  
第4条第1号  
別表第1

職員の区分	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
	号給					
再任用職員以外の職員	1 から	4 まで	2,000 円	2,100 円	4,200 円	6,800 円
	5 から	8 まで	2,000	2,300	4,400	6,900
	9 から	12 まで	2,100	2,400	4,500	7,100
	13 から	16 まで	2,200	2,500	4,900	7,200
	17 から	20 まで	2,300	2,600	5,100	7,400
	21 から	24 まで	2,400	2,800	5,200	7,500
	25 から	28 まで	2,600	2,900	5,400	7,600
	29 から	32 まで	2,700	3,000	5,500	7,700
	33 から	36 まで	2,800	3,200	5,700	7,900
	37 から	40 まで	2,900	3,300	5,900	8,000
	41 から	44 まで	3,100	3,500	6,000	
	45 から	48 まで	3,200	3,700	6,100	
	49 から	52 まで	3,300	3,800	6,300	
	53 から	56 まで	3,400	4,100	6,400	
	57 から	60 まで	3,500	4,300	6,600	
	61 から	64 まで	3,600	4,500	6,800	
	65 から	68 まで	3,700	4,800	6,900	
	69 から	72 まで	3,800	4,900	7,000	
	73 から	76 まで	3,900	5,100	7,100	
	77 から	80 まで	4,000	5,300	7,200	
	81 から	84 まで	4,100	5,400	7,300	
	85 から	88 まで	4,100	5,500	7,400	
	89 から	92 まで	4,200	5,600	7,500	
	93 から	96 まで	4,300	5,800	7,500	
	97 から	100 まで	4,400	5,900		
	101 から	104 まで	4,400	6,100		
	105 から	108 まで	4,500	6,200		
	109 から	112 まで	4,500	6,300		
	113 から	116 まで	4,600	6,400		
117 から	120 まで	4,700	6,500			
121 から	124 まで	4,700	6,600			
125 から	128 まで	4,800	6,700			
129 から	132 まで		6,800			
133 から	144 まで		6,900			
145 から	148 まで		7,000			
149			7,100			
再任用職員			3,200	3,800	5,100	6,400

※ 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、アの額にその者の 1 週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)。イの(ア)についても同じ。

イ 別表第二 教育職給料表(一)の適用を受ける者

(ア) (イ)及び(ウ)に該当する者以外の者の額

規則7-133  
第4条第2号  
別表第2

職員の 区分	職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
	号給					
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1 から	4 まで	2,000 円	2,500 円	5,100 円	6,800 円
	5 から	8 まで	2,000	2,600	5,200	6,900
	9 から	12 まで	2,100	2,800	5,400	7,100
	13 から	16 まで	2,200	2,900	5,500	7,200
	17 から	20 まで	2,300	3,000	5,700	7,400
	21 から	24 まで	2,400	3,200	5,900	7,500
	25 から	28 まで	2,600	3,300	6,000	7,600
	29 から	32 まで	2,700	3,500	6,100	7,700
	33 から	36 まで	2,800	3,700	6,300	7,900
	37 から	40 まで	2,900	3,800	6,400	8,000
	41 から	44 まで	3,100	4,100	6,600	
	45 から	48 まで	3,200	4,300	6,800	
	49 から	52 まで	3,300	4,500	6,900	
	53 から	56 まで	3,400	4,800	7,000	
	57 から	60 まで	3,500	4,900	7,100	
	61 から	64 まで	3,600	5,100	7,200	
	65 から	68 まで	3,700	5,300	7,300	
	69 から	72 まで	3,800	5,400	7,400	
	73 から	76 まで	3,900	5,500	7,500	
	77 から	80 まで	4,000	5,600	7,500	
	81 から	84 まで	4,100	5,800		
	85 から	88 まで	4,100	5,900		
	89 から	92 まで	4,200	6,100		
	93 から	96 まで	4,300	6,200		
	97 から	100 まで	4,400	6,300		
	101 から	104 まで	4,400	6,400		
	105 から	108 まで	4,500	6,500		
	109 から	112 まで	4,500	6,600		
	113 から	116 まで	4,600	6,700		
	117 から	120 まで	4,700	6,800		
121 から	124 まで	4,700	6,900			
125 から	128 まで	4,800	6,900			
129 から	132 まで	4,900	6,900			
133 から	136 まで	4,900	7,000			
137 から	140 まで	4,900	7,100			
141 から	144 まで	5,000				
145 から	153 まで	5,100				
再任用 職員			3,200	3,800	5,100	6,400

(イ) 農業若しくは水産に係る産業教育又は定時制教育(夜間に限る。)若しくは通信教育に従事して、産業教育手当又は定時制通信教育手当を支給されている者

規則7-133  
第4条第3号

(ア)の表の職務の級及び号給(再任用職員にあつては、職務の級)に対応する額に4分の3を乗じて得た額(産業教育手当又は定時制通信教育手当の支給を受けない期間は、(ア)の表の額)

(ウ) (イ)に該当する者以外の者で産業教育手当又は定時制通信教育手当を支給されている者

規則7-133  
第4条第4号

(ア)の表の職務の級及び号給(再任用職員にあつては、職務の級)に対応する額に4分の2を乗じて得た額(産業教育手当又は定時制通信教育手当の支給を受けない期間は、(ア)の表の額)

## 20 産業教育手当

### (1) 概要

条例第19条の7

高等学校における農業、水産、工業又は電波に係る産業教育の特殊性にかんがみ、産業教育振興のため、公立の高等学校のこれらの教育に従事する教員及び実習助手に支給する。

### (2) 支給対象

ア 農業、水産、工業又は電波に関する課程を置く県立の高等学校又は市町村立の高等学校(定時制の課程を置くものに限る。)の教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員等に限る。)(いずれも市町村立の高等学校にあつては、定時制の課程の授業を担当するものに限る。)で高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者が、当該農業、水産、工業又は電波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目を主として担任する場合

条例第19条の7  
第1項

イ アに規定する県立の高等学校の実習助手であつて人事委員会規則7-47(産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲)で定める者が、当該高等学校の農業、水産、工業又は電波に関する課程において、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目について教諭の職務を助けた場合

条例第19条の7  
第2項

### (3) 支給制限

ア 定時制通信教育手当を受ける者には支給しない。

産業教育手当支給  
規則第1条

イ 教授、助教諭又は講師で、次の者には支給しない。

産業教育手当支給  
規則第2条

(ア) 実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の授業及び実習を担当する時間数の2分の1に満たない者

(イ) 実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目の授業及び実習を担当する時間数と当該授業及び実習の担当に附随する勤務に従事する時間数との合計時間数がその者の勤務時間数の2分の1に満たない者

ウ 実習助手で次の者には支給しない。

産業教育手当支給  
規則第3条

実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目について教諭の職務を助けて行う次に掲げる職務に従事する合計時間数が、その者の勤務時間数の2分の1に満たない者

(ア) 実習指導並びにこれに直接必要な準備及び整理

(イ) 実習の指導計画の作成及び実習成績の評価

エ 月の一日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号の一に該当する場合は、支給しない。

産業教育手当支給  
規則第5条

- (ア) 出張中の場合
- (イ) 研修中の場合
- (ウ) 勤務しなかった場合(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る休職等の場合を除く。)

**(4) 支給額**

月額 12,600 円

(注) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の 1 週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)。

産業教育手当支給規則第1条

**21 定時制通信教育手当**

**(1) 概要**

県立の高等学校又は市町村立の高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの教員(本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員等に限る。))及び人事委員会規則7-56(定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手の範囲)で定める実習助手に限る。)に対して支給する。

条例第 19 条の8

**(2) 支給制限**

月の一日から末日までの間において引き続き 16 日以上次の各号の一に該当する場合は、支給しない。

- ア 出張中の場合
- イ 研修中の場合

ウ 勤務しなかった場合(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る休職等の場合を除く。)

定時制通信教育手当支給規則第3条

**(3) 支給額**

月額 12,600 円

(注) 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、その者の1週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)。

条例第 19 条の8 第1項 定時制通信教育手当支給規則 第2条

**22 教職調整額**

**(1) 概要**

義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき支給する。

教員給与特例条例

**(2) 支給対象**

教育職給料表の適用を受ける職員で、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部に勤務する教育職員のうち職務の級が1級又は2級である者に支給する。

教員給与特例条例 第3条

**(3) 支給額**

支給額 = 給料月額 × 4%

(注) 教職調整額を受けている者には、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給しない。

## 23 災害派遣手当

### (1) 概要

災害応急対策、災害復旧又は復興計画の作成等のため国等の職員の派遣を受ける場合に、当該派遣された職員に支給する。

### (2) 支給期間

支給期間は、派遣職員として青森県の区域内に到着した日から同地域を出発する日の前日までの期間とする。

### (3) 支給額

施設の利用区分	公用の施設等 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
滞在期間		
30日以内の期間	3,970 円	6,620 円
30日を超え60日以内の期間	3,970	5,870
60日を超える期間	3,970	5,140

条例第 19 条の 10

規則7-81  
第2条

規則7-81  
第3条

## 24 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上の特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員にその勤務の特殊性に応じて支給される手当である。

### (1) 一般職員の特殊勤務手当

#### 県税事務手当

#### 1 支給範囲

##### (1) 勤務公署

税務課又は地域県民局の県税部

##### (2) 支給対象業務

出張して納税義務者等(国及び地方公共団体等を除く。)と直接接して行う県税の調査、検査、徴収、滞納処分又は犯則事件の調査若しくは処分に関する業務

#### 2 支給額

日額 600 円

#### 感染症等防疫作業手当

#### 1 支給範囲

##### (1) 対象職員

本務として防疫作業に従事する職員のほか、これと同一の場所、時期、条件等におい

特勤条例

特勤条例  
第3条  
第4条  
規則7-3

特勤条例  
第5条  
第6条  
規則7-4

て防疫作業に従事するその他の職員

(2) 支給対象作業

ア 感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者の救護又は感染症の病原体が付着し、若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき。

イ 家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれのある場合において、家畜伝染病の病菌を有する家畜又は家畜伝染病の病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき。

2 支給額

日額 300 円

3 新型コロナウイルス感染症防疫作業に係る特例

(1) 特例の対象となる作業

次表の左欄の区域で行う右欄の作業を対象とする。

区 域	作 業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者等が療養する医療機関又は宿泊施設の内部</li> <li>・ 患者等の移送に係る車両の内部その他その経路上の区域</li> <li>・ その他人事委員会が上記に準ずると認める区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者等に接して行う作業</li> <li>・ 宿泊施設の内部における長時間(※)の情報収集及び連絡調整</li> <li>・ その他人事委員会が上記に準ずると認める作業</li> </ul>

(※)勤務1回中の累計が6時間以上

(2) 支給額

作業区分に応じて次の額とする。

作業区分	日額
以下に該当しない作業	3,000円
患者等の身体に接触して行う作業・・・①	4,000円
患者等に長時間(※)にわたり接して行う作業・・・②	
その他人事委員会が①又は②に準ずると認める作業	

(※)勤務1回中の累計が1時間以上

**福祉業務手当**

1 支給範囲

勤務公署	支給対象職員	支給対象業務
福祉事務所	現業を行う所員及び指導監督を行う所員	① 生活保護法の規定により要保護者若しくは被保護者又はその扶養義務者を訪問し面接して行う指導、相談若しくは調査の業務又は児童福祉法の規定により援護若しくは育成の措置を要する者等を訪問して行う指導、相談若しくは調査の業務

特勤条例附則  
第5項  
第6項  
規則7-4  
附則

特勤条例  
第9条  
第10条  
規則7-60

勤務公署	支給対象職員	支給対象業務
児童相談所	児童福祉司 次長及び課長(管理職手当の支給を受けない児童福祉司指導教育担当(スーパーバイザー)に限る。)	② 要保護児童の相談、調査、指導及び措置の業務
	児童指導員及び保育士	③ 児童の一時保護に関する業務
	判定業務に従事する者であつて、児童福祉法第12条の3第2項第1号、第2号又は第5号に該当する者若しくは2年以上判定業務に従事した経験を有する者	④ 児童の心理判定に関する業務
	次長及び課長(管理職手当の支給を受けない児童福祉司指導教育担当(スーパーバイザー)を除く。)	⑤ 援護又は育成の措置を必要とする者等を訪問して行う指導、相談又は調査の業務
	上記以外の職員	⑥ 要保護児童等と直接接見して行う相談、調査又は指導の業務(愛護手帳の交付に係る業務、障害児施設給付費制度に係る業務等を除く。)
女性相談所	売春防止法又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下、「配偶者暴力防止法」という。)の規定による事務を行う職員	⑦ 売春防止法に基づく一時保護に係る要保護女子又は配偶者暴力防止法に基づく一時保護に係る被害者の付添業務として女性相談所以外の場所において行う指導、援助等の業務
あすなる療育福祉センター	児童指導員及び保育士	⑧ 入所者の生活指導等の業務
さわらび療育福祉センター	看護助手	⑨ 看護補助業務
子ども自立センターみらい	児童の教育及び指導に直接従事することを本務とする職員	⑩ 児童と起居を共にして行う自立支援又は生活支援の業務
指定なし	職員	⑪ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の2第1項の規定により精神障害者を移送する業務

技能職員給与  
規程第6条

## 2 支給額

### (1) 支給対象業務の⑧及び⑨に従事することを常例とする職員

月額 12,600 円(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、  
日額 600 円)

### (2) 支給対象業務の②から④まで及び⑩に従事することを常例とする職員

月額 18,900 円(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、  
日額 900 円)

### (3) (1)及び(2)以外の職員のうち、支給対象業務の①から⑥まで、⑧、⑨及び⑪に従事した職員

日額 600 円

(4) (1)及び(2)以外の職員のうち、支給対象業務の⑦に従事した職員

日額 300 円

### 3 手当の減額

支給対象業務の②から④まで、⑧から⑩までに従事することを常例とする職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等を除く。)が1の月において、勤務した日が15日未満である場合のその月における手当の額は、次のとおりとする。

(1) 支給対象業務の⑧及び⑨に従事することを常例とする職員

勤務した日1日につき600円として計算した額

(2) 支給対象業務の②から④まで及び⑩に従事することを常例とする職員

勤務した日1日につき900円として計算した額

## 職業訓練指導員手当

### 1 支給範囲

(1) 勤務公署

職業能力開発校(高等技術専門校)、障害者職業能力開発校

(2) 支給対象職員

職業訓練に従事する職業訓練指導員(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)

### 2 支給額

月額 18,900 円(再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等については、日額 900 円)

### 3 支給制限

次に掲げる場合には、手当を支給しない。

(1) 職員が担当する学科及び実技の訓練の時間数と当該学科及び実技の訓練の担当に付随する勤務に従事する時間数との合計時間数が、所定の訓練期間中のその者の勤務時間数の2分の1に満たない場合

(2) 職員が月の初日から末日までの間において引き続き16日以上出張し、研修に参加し又は勤務しなかった場合(給与の全額を受ける休職の期間及び公務上又は通勤による負傷又は疾病による場合を除く。)

## 診療手当

### 1 支給範囲

(1) 勤務公署

地域県民局の地域健康福祉部、環境保健センター、精神保健福祉センター、あすなろ療育福祉センター、さわらび療育福祉センター

(2) 支給対象職員

医師又は歯科医師として医療に従事する職員

### 2 支給額

支給額=基準額+加算額

特勤条例  
第11条  
第12条  
規則7-64

特勤条例  
第13条  
第14条  
第16条の2  
診療手当支給規程

(1) 基準額

区 分		基準額
精神保健福祉センター所長、あすなる療育福祉センター診療部長、さわらび療育福祉センター診療部長		80,000 円
地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長、子ども相談総室長及び福祉子ども総室長、環境保健センター所長		65,000
その他の職員	経験年数10年以上	43,000
	経験年数1年以上10年未満	38,000
	経験年数1年未満	32,000

(2) 加算額

次に掲げる職員が、救急患者又は入院患者の病状の急変等により、正規の勤務時間外に出勤し、当該患者の診療に従事した場合の勤務1回につき 1,620 円として計算した額とする。

あすなる療育福祉センター診療部長、さわらび療育福祉センター診療部長

3 手当の減額

基準額について、休職(公務上又は通勤による負傷又は疾病によるものを除く。)をし、又は停職にされた職員にあっては、基準額からその休職をし、又は停職された日の日数に応じ日割計算によって得た額を差し引いた額とする。

○ 育児短時間勤務職員等に係る取扱い

基準額について、常勤職員の手当額にその者の1週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。

4 支給制限

次に掲げる場合には、手当を支給しない。

- (1) 1の月において全く勤務しない場合(公務上又は通勤による負傷又は疾病による場合を除く。)
- (2) その他特別の事由により手当を支給する必要がないと認めた場合

**危険作業手当**

1 支給範囲

(1) 勤務公署

消防保安課、商工政策課、地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部並びに空港管理事務所

(2) 支給対象職員及び支給対象作業

(1)に勤務する職員が、以下に掲げる作業に従事したとき。

ア 地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所における作業

イ 坑内における作業

ウ 11 月から翌年4月までの期間内において、滑走路の摩擦係数を測定する作業

2 支給額

日額 300 円

特勤条例  
第 15 条～  
第 16 条の2  
危険作業手当  
支給規程

## 衛生検査手当

### 1 支給対象職員

- (1) 地域県民局、保健所又は食肉衛生検査所に勤務し、支給対象作業の(1)の作業に従事する職員(食肉衛生検査手当を受ける者を除く。)
- (2) 地域県民局、環境保健センター又は原子力センターに勤務し、支給対象作業の(1)又は(2)の作業に従事する者(東青地域県民局地域農林水産部に勤務し、医療職給料表(二)の適用を受ける者を除く。)

### 2 支給対象作業

- (1) 寄生虫若しくは寄生虫卵又は結核菌その他の病原体の検索又は調査の作業
- (2) 健康を害するおそれのある有害ガスの発生を伴う化学的検査の作業

### 3 支給額

- (1) 支給対象作業の(1)又は(2)の作業に従事することを常例とする職員  
月額 6,300 円(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、日額 300 円)
- (2) 支給対象作業の(1)又は(2)の作業に従事することを常例としない職員  
日額 300 円

### 4 手当の減額

支給対象作業の(1)又は(2)の作業に従事することを常例とする職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等を除く。)が1の月において、作業に従事した日が 15 日未満である場合のその月における手当の額は、作業に従事した日1日につき 300 円として計算して得た額とする。

## 夜間看護手当

### 1 支給範囲

- (1) 勤務公署  
あすなる療育福祉センター、さわらび療育福祉センター
- (2) 支給対象職員及び支給対象業務  
あすなる療育福祉センター又はさわらび療育福祉センターに勤務する看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後 10 時後翌日の午前5時前の間)において行われる看護等の業務に従事したとき。

### 2 支給額

勤務1回につき 3,600 円

## 放射線取扱手当

### 1 支給範囲

- (1) 勤務公署  
地域県民局、保健所、あすなる療育福祉センター、さわらび療育福祉センター

特勤条例  
第 17 条の 6、  
第 17 条の 7  
規則 7-83

特勤条例  
第 17 条の 11、  
第 17 条の 12  
規則 7-90

特勤条例  
第 17 条の 13、  
第 17 条の 14  
規則 7-194

(2) 支給対象職員及び支給要件

(1)の勤務公署に勤務する診療放射線技師又は診療エックス線技師が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が 100 マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則第 30 条の 18 第 2 項に定める測定(同項第1号ただし書によるものを除く。)により認められた場合

2 支給額

支給要件に該当することとなった月1月につき 6,300 円

**食肉衛生検査手当**

1 支給範囲

食肉衛生検査所に勤務する職員が、獣畜のと殺若しくは解体の検査又は食鳥検査の業務に従事したとき。

2 支給額

(1) 支給対象業務に従事することを常例とする職員

月額 18,900 円(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、日額 900 円)

(2) 支給対象業務に従事することを常例としない職員

日額 900 円(月額の衛生検査手当の支給を受ける職員については 600 円)

3 手当の減額

支給対象業務に従事することを常例とする職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等を除く。)が1の月において、勤務した日が 15 日未満である場合のその月における手当の額は、勤務した日1日につき 900 円として計算して得た額とする。

**狂犬病予防等作業手当**

1 支給範囲

(1) 狂犬病予防員等である職員が、狂犬病予防法等の規定による犬の捕獲、犬又はねこの処分等の作業に従事したとき。

(2) 動物愛護センターに勤務する職員が、犬若しくはねこの捕獲(引取のための捕獲を含む。)若しくは収容又は収容した犬若しくはねこの殺処分の作業に従事したとき。

2 支給額

日額 300 円

**病虫害防除手当**

1 支給範囲

病虫害防除所に勤務する職員が、植物防疫法第 32 条第4項に規定する事務のうち、有害動物又は有害植物の発生を予察するための現地調査に従事したとき。

2 支給額

日額 300 円

特勤条例  
第 17 条の 15、  
第 17 条の 16  
規則7-195

特勤条例  
第 17 条の 17、  
第 17 条の 18  
規則7-96  
技能職員給与規程  
第6条

特勤条例  
第 17 条の 19、  
第 17 条の 20  
規則7-97

### 家畜診療手当

#### 1 支給範囲

地域県民局の地域農林水産部家畜保健衛生所に勤務する獣医師の資格を有する職員が、家畜の診療、家畜の病性の検査若しくは鑑定又は家畜伝染病の予防若しくは防疫に関する業務に従事したとき。

#### 2 支給額

月額 12,600 円(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、日額 600 円)

#### 3 手当の減額

支給対象職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等を除く。)が1の月において、勤務した日が 15 日未満である場合のその月における手当の額は、勤務した日1日につき 600 円として計算して得た額とする。

特勤条例  
第 17 条の 21、  
第 17 条の 22  
規則 7-98

### 用地買収交渉等手当

#### 1 支給範囲

##### (1) 勤務公署

農村整備課、監理課、地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部、学校施設課

##### (2) 支給対象職員及び支給対象業務

(1)に勤務する職員が、用地買収又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉(国、地方公共団体等との交渉を除く。)の業務に従事したとき。

#### 2 支給額

日額 300 円

特勤条例  
第 17 条の 29、  
第 17 条の 30  
規則 7-106

### 犯則取締等手当

#### 1 支給範囲

(1) 医療薬務課に勤務する職員が、麻薬及び向精神薬取締法第 54 条第5項に規定する職務で、司法警察員として行う職務のうち捜査(事務的作業を除く。)又は被疑者の逮捕に従事したとき。

(2) 水産振興課に勤務する職員が、漁業関係法規違反の疑いのある船舶について海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙の業務又はこれらの船舶の追跡の業務に従事したとき。

(3) 病虫害防除所に勤務する職員が、農薬取締法第 29 条の規定による立入検査の業務で、検査の妨害を行う者や度重なる指導によっても違反状態を改善しない者等への立入検査の業務その他職員の心身に著しい負担を与えるものと人事委員会が認める業務に従事したとき。

#### 2 支給額

日額 600 円

特勤条例  
第 17 条の 37  
第 17 条の 38  
規則 7-196

## 公害等調査手当

### 1 支給範囲

#### (1) 支給対象職員

- ア 環境保全課又は原子力安全対策課に勤務する職員
- イ 地域県民局の環境管理部、環境保健センター又は原子力センターに勤務する職員で、月額の衛生検査手当を受ける者以外の者
- ウ 環境政策課に勤務する職員

#### (2) 支給対象業務

- ア (1)のア及びイの職員が、出張して行っばい煙、ふんじん、ガス、臭気、水質、汚水、廃液、騒音、振動、土壌等の検査若しくは測定又は公害防止施設の整備に関する工場等における技術指導の業務に従事したとき。
- イ (1)のイのうち地域県民局の環境管理部の職員が検査室において行う健康を害する恐れのある有害ガスの発生を伴う化学的検査の業務に従事したとき。
- ウ 環境政策課、環境保全課又は地域県民局の環境管理部の職員が行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による立入検査の業務のうち、帳簿書類の検査以外の業務に従事したとき。

### 2 支給額

日額 300 円

## 実習指導手当

### 1 支給範囲

#### (1) 支給対象職員

- ア 消防学校に勤務する職員
- イ 営農大学校に勤務する職員のうち、校長、教頭及び総務課の職員以外の職員

#### (2) 支給対象業務

- ア (1)のアの職員が、地上 10 メートル以上の高所において救助又は消火活動の訓練に従事する業務
- イ (1)のイの職員が、機械・器具等を使用して実技を通して農業に関する実習に従事する業務で、次に掲げる業務以外の業務に従事したとき。
  - (ア) 講義室又は実験室で行う業務
  - (イ) 正規の勤務時間外に行う動物の飼育又は機器、器具等の維持及び管理の業務
  - (ウ) 監督業務又は引率業務

### 2 支給額

#### (1) 支給対象業務のアの業務に従事する職員

日額 300 円

#### (2) 支給対象業務のイの業務に従事することを常例とする職員

月額 6,300 円(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、日額 300 円)

特勤条例  
第 17 条の 39  
第 17 条の 40  
規則 7-117

特勤条例  
第 17 条の 41  
第 17 条の 42  
規則 7-135

(3) 支給対象業務のイの業務に従事することを常例としない職員

日額 300 円

### 3 手当の減額

支給対象業務のイの業務に従事することを常例とする職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等を除く。)が1の月において、勤務した日が15日未満である場合のその月における手当の額は、勤務した日1日につき300円として計算して得た額とする。

## 実習指導補助手当

### 1 支給範囲

営農大学校に勤務する職員(総務課の職員を除く。)が、実習指導手当の支給対象業務の補助業務に従事したとき。

### 2 支給額

日額 300 円

## 災害応急作業等手当

### 1 支給範囲

(1) 地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部、空港管理事務所に勤務する職員が、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある河川及び道路等において、次に掲げる作業又はこれらに相当すると人事委員会が認める作業に従事したとき。

ア 巡回監視

イ 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査

(2) 消防保安課に勤務する職員が、火薬類又は高圧ガスによる災害が発生した場合において、災害の現場に赴いて行う火薬類取締法第43条第1項又は高圧ガス保安法第62条第1項の規定に基づく立入検査(帳簿書類だけの検査の場合は除く。)の業務に従事したとき。

(3) 職員が、回転翼航空機に搭乗して行う次に掲げる業務に従事したとき。

ア 災害対策業務

イ 傷病者の緊急搬送

ウ ア及びイに掲げる業務のほか、人事委員会が別に定める業務

(4) 職員が、原子力緊急事態宣言があった場合に対処するための作業で次に掲げるものに従事したとき。

ア 特定原子力事業所(緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの)の敷地内において行う作業

イ 特定原子力事業所に係る原子力災害対策本部長指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業(アに掲げる作業を除く。)

技能職員給与規程  
第6条

特勤条例  
第17条の43  
第17条の44  
規則7-170

## 2 支給額

1の(1)のア 日額 300 円

(作業が日没時から日出時までの間において行われた場合は、上記の額に 300 円を加算した額とする。)

1の(1)のイ 日額 600 円

(作業が日没時から日出時までの間において行われた場合は、上記の額に 300 円を加算した額とする。)

※ 支給範囲の(1)に規定する職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る緊急災害対策本部が設置されたものに対処するため支給範囲の(1)に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合は、支給額の1の(1)のア及びイに掲げる日額に 300 円を加算した額を支給する。

1の(2) 日額 300 円

1の(3) 搭乗時間1時間につき 1,900 円

(飛行中の回転翼航空機から降下して行う業務又はその補助業務に従事した場合は、搭乗時間1時間につき 2,470 円)

1の(4) 4万円を超えない範囲内で人事委員会が定める額

## 3 手当の計算方法等

1の(3)の業務に係る1の月の手当額は、支給対象業務の区分ごとの搭乗時間の合計時間を基礎として算定するものとし、当該業務ごとの合計時間における 30 分以上1時間未満の端数は1時間とし、30 分未満の端数は切り捨てる。

## 4 東日本大震災に対処するための作業に係る特例

東日本大震災に対処するため、次の作業に従事した職員に対し災害応急作業等手当を支給する。

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島原発」という。)の事故の発生に伴い、福島原発の敷地内及びその周辺の区域で作業を行った場合。(手当額等については、関係規則等を参照のこと。)

(2) 地域県民局の地域農林水産部及び地域整備部、空港管理事務所に勤務する職員が、次に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合は、作業に従事した日1日につき以下の手当額を支給する。

区 分	日 額
河川又は道路等における巡回監視	600円
河川又は道路等における応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	900円

※ 日没時から日出時までの作業は日額 300 円を加算する。

特勤条例附則  
第2項  
第3項  
規則7-170  
附則

### 特殊勤務手当の支給の調整

職員が、同一の日において特殊勤務手当が支給されることとなる業務等に2以上従事した場合は、次のとおり特殊勤務手当の支給の調整を行う。

- (1) 月額の特務手当が支給される職員には、食肉衛生検査手当の日額の手当を除き、他の特殊勤務手当を支給しない。
- (2) 同一の日において特殊勤務手当が支給されることとなる業務等(月額に係るものを除く。)に2以上従事した場合には、その従事した業務等に係る手当のうち最も多額のもののみを支給することとし、他の手当は支給しない。

ただし、最も多額のものが2以上である場合は、次の各号に定めるところによる。

ア 支給すべき手当の額が日額 600 円の場合で、福祉業務手当を含むときは当該福祉業務手当を支給しない。

イ 支給すべき手当の額が日額 300 円の場合は次のとおりとする。

(ア) 衛生検査手当、病虫害防除手当及び実習指導手当を含むときは当該衛生検査手当、病虫害防除手当及び実習指導手当を支給しない。

(イ) (ア)に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる手当が含まれるときは、右欄に掲げる手当は支給しない。

感染症等防疫作業手当	狂犬病予防等作業手当、用地買収交渉等手当、公害等調査手当、災害応急作業等手当(巡回監視の業務に限る。以下同じ。)
狂犬病予防等作業手当	用地買収交渉等手当、公害等調査手当、災害応急作業等手当
用地買収交渉等手当	災害応急作業等手当
危険作業手当	感染症等防疫作業手当、狂犬病予防等作業手当、用地買収交渉等手当、災害応急作業等手当

## (2) 学校職員の特殊勤務手当

### 教員特殊業務手当

#### 1 支給対象職員

教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び再任用短時間勤務職員等に限る。)、寄宿舎指導員又は実習助手で、その属する職務の級が教育職給料表の1級又は2級であるもの

#### 2 支給対象業務及び支給額

##### (1) 非常災害緊急補導手当

学校の管理下において行う次に掲げる業務

ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

日 額 8,000 円

被害が特に甚大な非常災害(人事委員会の定めるものに限る。)の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

日 額 7,500 円

- ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務 日 額 7,500 円
- (2) 修学旅行等引率手当  
修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画して実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの 日 額 5,100 円
- (3) 対外運動競技等引率手当  
対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、宿泊を伴うもの又は週休日若しくは休日等(祝日法による休日等及び年末年始の休日等)に行うもの 日 額 5,100 円
- (4) 部活動指導手当  
学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間又は3時間 45 分である日に行うもの
- ア 児童に対する指導業務 日 額 1,800 円
- イ 生徒に対する指導業務 日 額 2,700 円

### 多学年学級担当手当

#### 1 支給対象業務

小学校又は中学校の二以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教諭、助教諭及び講師が、当該学級における授業又は指導に従事したとき。

#### 2 支給額

- (1) 三の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 日 額 350 円
- (2) 二の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導 日 額 290 円

#### 3 支給制限

手当は、次に掲げる者には支給しない。

- (1) 二以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の2分の1に満たない者
- (2) 二以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が1週間につき12時間に満たない者

### 教育業務連絡指導手当

#### 1 支給対象業務

教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる次表に掲げる主任等の職務を担当する教諭が、当該担当に係る業務に従事したとき。

特勤条例第18条  
第1項第2号  
規則7-10  
第2条第2号

特勤条例第18条  
第1項第3号  
規則7-10  
第2条第3号

学 校	主 任 等
小 学 校	教務主任、学年主任、研修主任、生徒指導主任
中 学 校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、研修主任
高 等 学 校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、農場長、渉外主任、図書主任、寮務主任(五所川原農林高等学校、三本木農業高等学校及び三本木農業恵拓高等学校に置かれるものに限る。)
特別支援学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、中学部及び高等部に置かれる進路指導主事、学科主任、寮務主任、部主任

## 2 支給額

日額 200 円

## 3 支給制限

手当は、次表に掲げる主任等の職務を担当する教諭には支給しない。

学 級 制 限	主 任 等
3学級未満の学年	学年主任
6学級未満の学校	研修主任、生徒指導主任、渉外主任、図書主任
3学級未満の学校	生徒指導主事、学科主任、農場長
6学級未満の中学校・中等部	進路指導主事
3学級未満の高等学校・高等部	
3学級未満の特別支援学校	寮務主任
6学級未満の部	部主任

## 特別支援教育手当

### 1 支給対象業務及び支給対象職員

学校職員のうち次に掲げる職員が、障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導に従事するとき。

- (1) 特別支援学校に勤務する教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員及び実習助手
- (2) 小学校、中学校又は高等学校に勤務する教諭、助教諭及び講師のうち、学校教育法第 81 条に規定する特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とするもの及び学校教育法施行規則第 140 条に規定する児童又は生徒に対する特別支援教育に直接従事することを本務とするもの

### 2 支給額

月額 12,600 円(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、日額 600 円)

### 3 手当の減額

1に規定する職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等を除く。)が1の月において、勤務した日が 15 日未満である場合のその月における手当の額は、勤務した日1日につき 600 円として計算して得た額とする。

特勤条例第 18 条  
第 1 項第 4 号  
規則 7-10  
第 2 条第 4 号

規則 7-10  
第 3 条

## 漁業実習指導手当

### 1 支給対象業務

八戸水産高等学校の実習船の乗組職員が、次により、生徒の漁業実習指導に従事したとき。

- (1) 遠洋漁業実習において当該職員の職務に従事する場合。
- (2) 沿岸漁業実習(操業中に限る。)において当該職員の職務に従事する場合。

### 2 支給額

#### (1) 遠洋漁業実習

- ア 航海中 日額 600 円  
イ 操業中 次の表に掲げる額

職 種	金額(日額)
船長	5,280 円
機関長	4,200 円
通信長	3,240 円
一等航海士、一等機関士	2,520 円
二等航海士、二等機関士、船舶通信士、甲板員(甲板長)、機関員(操機長)	2,280 円
甲板員(司厨長・甲板次長)	2,100 円
甲板員(冷凍作業に従事する者)	1,620 円
甲板員、機関員	1,200 円

#### (2) 沿岸漁業実習

- 操業中 日額 300 円

### (3) 警察職員の特殊勤務手当

## 刑事警備作業手当

#### 1 支給範囲

警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員が、刑事警備作業に従事したとき。

#### 2 支給額

日額 560 円(少年補導職員が当該作業に従事した場合は 340 円)

## 警衛警護手当

#### 1 支給範囲

警察本部長が指定する警察官が、側近警衛又は身辺警護の作業に従事したとき。

#### 2 支給額

- (1) 天皇又は皇后、上皇、上皇后、皇嗣、皇嗣妃若しくは悠仁親王の警衛  
日額 1,150 円
- (2) (1)に掲げる皇族以外の皇族の警衛  
日額 640 円
- (3) 警衛要則第 2 条に規定する警護対象者の警護

特勤条例第 18 条  
第 1 項第 5 号  
学校職員特殊勤務  
手当支給規程  
第 2 条

特勤条例第 19 条

規則 7-27  
第 2 条第 1 項  
第 5 条第 1 項

規則 7-27  
第 2 条第 2 項  
第 5 条第 2 項

日額 640 円

### 犯罪鑑識作業手当

規則7-27  
第2条第1項  
第5条第3項

#### 1 支給範囲

警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員が、犯罪鑑識作業に従事したとき。

#### 2 支給額

日額 560 円(専ら内勤作業に従事した場合は 280 円)

### 交通捜査取締等手当

規則7-27  
第2条第1項  
第5条第4項  
第5項

#### 1 支給範囲

警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員が、交通捜査取締等に従事したとき。

#### 2 支給額

##### (1) 交通事件、違反等の捜査作業

日額 560 円

##### (2) 高速道路上における交通人身事故等の捜査作業

日額 840 円(日没時から日出時までの間に従事する場合は 1,260 円)

##### (3) 一般道路上における交通人身事故等の捜査作業

日額 560 円(日没時から日出時までの間に従事する場合は 840 円)

##### (4) 交通指導、取締りのため交通取締用自動二輪車を運転する作業

日額 560 円

##### (5) 交通指導、取締りのため交通取締用四輪車を運転する作業

日額 420 円

##### (6) 高速道路上における交通整理、交通取締り等の作業

日額 460 円

##### (7) 一般道路上における交通整理、交通取締り等の作業

日額 310 円

### 警ら作業手当

規則7-27  
第2条第3項  
第5条第6項

#### 1 支給範囲

警察官が、警ら、雑踏警備又は重要な施設の警戒等の作業に従事したとき。

#### 2 支給額

##### (1) 交通の整理、犯罪の予防等のため無線警ら車を運転する作業

日額 420 円

##### (2) 犯罪の予防等のために行う警ら作業、祭り等における雑踏警備又は重要な施設の警戒等を行う作業

日額 340 円

### 看守護送手当

#### 1 支給範囲

警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員が、被疑者及び被告人等の看守又は護送の作業に従事したとき。

#### 2 支給額

日額 280 円

規則7-27  
第2条第4項  
第5条第7項

### 死体取扱手当

#### 1 支給範囲

警察職員(管理職手当の支給を受ける職員で警察本部科学捜査研究所の総括研究管理官及び研究管理官の職以外の職にあるものを除く。)が、死体の検視、見分又は検証等に当たって死体に接触して行う作業又は死体解剖補助作業に従事したとき。

#### 2 支給額

死体一体につき 1,600 円

(死体解剖補助作業に従事した場合又は死体解剖補助作業以外の心身に著しい負担を与えると認められる作業で人事委員会が別に定めるものに従事したときは 3,200 円)

規則7-27  
第2条第5項  
第5条第8項  
青人委 14 第 521 号

### 夜間特殊業務手当

#### 1 支給範囲

交替制勤務を行う警察職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後 10 時後翌日の午前5時前の間)において行われる警ら、警備、看守等の業務に従事したとき。

#### 2 支給額

勤務1回につき 730 円(深夜における勤務時間が2時間未満の場合は、410 円)

規則7-27  
第2条第6項  
第5条第9項

### 爆発物等処理作業手当

#### 1 支給範囲

(1) 警察本部の爆発物処理班員が次に掲げる爆発物処理作業に従事したとき又は爆発物処理班員以外の警察職員が、周囲の状況から特に緊急を要する措置が必要と認められる場合において、爆発物処理作業に従事したとき。

ア 容疑物件(爆発物又はその疑いのある物件をいう。以下同じ。)の種類等の識別及び認定の作業

イ 危険防止のため、容疑物件の周囲の砂袋、タイヤ等を積み上げる等のしゃへい作業

ウ 容疑物件の冷却作業又はエックス線撮影作業

エ 容疑物件の処理筒への収納及び搬送作業

オ 容疑物件の解体作業

カ 容疑物件の爆破のための特に危険な作業

規則7-27  
第2条第7項  
第5条第10項

- キ アからカまでの作業に当たり容疑物件に接近して指揮を行う作業
- (2) 警察職員が次に掲げる作業に従事したとき。
- ア 特殊危険物質(サリン及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質)又はその疑いのある物質(以下「特殊危険物質等」という。)の処理作業で次に掲げるもの
- (ア) 特殊危険物質等に対して直接行う検知、鑑識、鑑定、収容、除去その他の警察活動に係る作業
- (イ) 容器等に封入されている特殊危険物質等に対して行う鑑識、収容、移動等の作業で、特殊危険物質等の発散又は漏洩のおそれがあるもの
- イ 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業(アに掲げる処理作業を除く。)
- (3) 警察本部の生活安全企画課、警察署、交番その他の派出所又は駐在所に勤務する警察職員が、火薬類又は高圧ガスによる災害が発生した場合において、災害の現場に赴き、火薬類取締法第43条第2項又は高圧ガス保安法第62条第5項の規定による立入検査(帳簿書類だけの検査の場合は除く。)の業務に従事したとき。

## 2 支給額

- (1) 支給範囲の(1)に掲げる作業  
作業1回につき 5,200 円  
(2以上の作業に従事したとしても、容疑物件1個については、作業1回とする。)
- (2) 支給範囲の(2)アに掲げる作業  
日額 2,600 円  
(心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合は 4,600 円)
- (3) 支給範囲の(2)イに掲げる作業  
日額 250 円
- (4) 支給範囲の(3)に掲げる作業  
日額 300 円

## 潜水作業手当

### 1 支給範囲

警察職員が、人命救助、捜索等のため潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき。

### 2 支給額

潜水深度	手当額(1時間につき)
20メートルまで	310 円
30メートルまで	780 円
30メートルを超えるとき	1,500 円

### 3 手当の計算期間等

- (1) 手当の計算期間は月の初日から末日までとし、その期間における潜水深度の区分ごとの支給額は、従事時間の合計時間を基礎として算定する。
- (2) 合計時間における1時間未満の端数は10分単位で支給することとし、10分未満の端

規則7-27  
第2条第8項  
第5条第11項

規則7-27  
第8条

数は10分に切り上げる。

### 緊急作業手当

#### 1 支給範囲

警察官(管理職手当の支給を受ける職員を除く。)又は警察官以外の警察職員が、正規の勤務時間(休日等で職務に専念する義務を免除される時間を除く。)に引き続かない時間において緊急の呼出しにより勤務することを命ぜられ、次に掲げる作業に従事する場合(勤務公署又はこれに準ずる場所以外から従事する場合に限る。)で、その従事する時間帯の一部又は全部が夜間(午後9時後翌日午前5時前の間)であるとき。

- (1) 刑事警備作業
- (2) 警衛警備作業
- (3) 犯罪鑑識作業
- (4) 交通捜査取締等作業
- (5) 看守護送作業
- (6) 爆発物等処理作業

#### 2 支給額

作業1回につき 1,240 円

### 航空手当

#### 1 支給範囲

- (1) 次に掲げる警察職員が回転翼航空機の操縦又は整備の業務に従事したとき
  - ア 航空法第24条に規定する事業用操縦士又は自家用操縦士の資格を有する職員
  - イ 航空法第24条に規定する一等航空整備士又は二等航空整備士の資格を有する職員
- (2) 警察職員が回転翼航空機に搭乗し、次に掲げる作業に従事したとき
  - ア 回転翼航空機の操縦業務
  - イ 回転翼航空機の整備業務
  - ウ 捜索救難、犯罪の捜査若しくは鎮圧、警備又は交通の取締りに関する業務
  - エ その他人事委員会が認める業務

#### 2 支給額

- (1) 支給範囲の(1)アに掲げる職員

月額 30,000 円

- (2) 支給範囲の(1)イに掲げる職員

月額 10,000 円

- (3) 支給範囲の(2)アに掲げる業務

搭乗時間1時間につき 5,100 円

(日没時から日出時までの間に行う場合、飛行規程に定める飛行回避領域内で行われる場合(離陸又は着陸を除く。))その他人事委員会が著しく危険なものと認める場

規則7-27  
第2条第9項  
第5条第12項

規則7-27  
第2条第10項  
第5条第13項  
第14項

合は 6,630 円)

(4) 支給範囲の(2)イに掲げる業務

搭乗時間1時間につき 2,200 円

(飛行規程に定める飛行回避領域内で行われる場合(離陸又は着陸を除く。)その  
他人事委員会が著しく危険なものと認める場合は 2,860 円)

(5) 支給範囲の(2)ウ又はエに掲げる業務

搭乗時間1時間につき 1,900 円

(飛行規程に定める飛行回避領域内で行われる場合(離陸又は着陸を除く。)その  
他人事委員会が著しく危険なものと認める場合は 2,470 円)

3 手当の減額

(1) 支給範囲の(1)アに掲げる職員が1の月において、勤務した日が 15 日未満である場合  
のその月における手当の額は、勤務した日1日につき 1,500 円として計算して得た額と  
する。

(2) 支給範囲の(1)イに掲げる職員が1の月において、勤務した日が 15 日未満である場合  
のその月における手当の額は、勤務した日1日につき 500 円として計算して得た額と  
する。

4 手当の計算方法等

1の月の手当額は、支給対象業務の区分ごとの搭乗時間の合計時間を基礎として算定  
するものとし、当該業務ごとの合計時間における 30 分以上1時間未満の端数は1時間と  
し、30 分未満の端数は切り捨てる。

規則7-27  
第6条

規則7-27  
第9条

**災害応急警備等手当**

規則7-27  
第2条第 11 項  
第5条第 15 項  
第 16 項

1 支給範囲

(1) 警察職員が、豪雨等異常な自然現象若しくは大規模な火事等により重大な災害が発  
生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助若しくは通信施設の臨時設  
置、運用若しくは保守又は心身に著しい負担を与えると人事委員会の認める作業に従  
事したとき。

(2) 警察職員が、山岳において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の搜索又は  
救助の作業に従事したとき。

(3) 警察職員が、原子力緊急事態宣言があった場合に対処するための作業で次に掲げ  
るものに従事したとき。

ア 特定原子力事業所(緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち  
人事委員会が定めるもの)の敷地内において行う作業

イ 特定原子力事業所に係る原子力災害対策本部長指示に基づき設定された区域等  
を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業(アに掲げる作業を除く。)

2 支給額

(1) 支給範囲の(1)に掲げる作業

日額 840 円(作業が警戒区域等で行われた場合にあつては、当該額にその 100 分

の100に相当する額を加算した額)

※ 警察職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る緊急災害対策本部が設置されたものに対処するため支給範囲の(1)に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合は、日額1,680円を支給する。

(2) 支給範囲の(2)に掲げる作業

日額 560円

(3) 支給範囲の(3)に掲げる作業

4万円を超えない範囲内で人事委員会が定める額

3 東日本大震災に対処するための作業に係る特例

東日本大震災に対処するため、次の作業に従事した職員に対し災害応急警備等手当を支給する。

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島原発」という。)の事故の発生に伴い、福島原発の敷地内及びその周辺の区域で作業を行った場合。(手当額等については、関係規則等を参照のこと。)

(2) 支給範囲の(1)に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合は、作業に従事した日1日につき1,680円を支給する。

特勤条例附則  
第4項  
規則7-27 附則

**核物質輸送警備手当**

1 支給範囲

警察官が、核物質の防護に関する条約附属書Iの2の(b)に規定する第一群の核物質を輸送する車両に追従し、又は当該車両を先導して行う警備作業に従事したとき。

2 支給額

日額 640円

規則7-27  
第2条第12項  
第5条第16項

**銃器犯罪捜査手当**

1 支給範囲及び支給額

警察職員が、銃器又はその疑いのある物を使用している犯罪現場等において次に掲げる業務に従事したとき、それぞれに掲げる額を支給する。

支給対象業務	日額
銃器又はその疑いのある物を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の業務	1,640円
上記業務に付随して行われる現場配置の業務	1,100円
銃器を所持する犯人の逮捕の業務	1,100円
上記業務に付随して行われる現場配置の業務	820円
銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に伴う暴力団事務所等に対する張付警戒の業務	820円
暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の業務	820円

規則7-27  
第2条第13項  
第5条第17項

### **海上警備手当**

規則7-27  
第2条第14項  
第5条第18項

#### 1 支給範囲

警察用船舶に乗り組む海事職給料表の適用を受ける警察職員が、次に掲げる業務又はその補助業務に従事したとき。

- (1) 違法事犯の警戒・取締活動業務
- (2) 違法船舶又はその疑いのある船舶の追跡業務
- (3) 犯罪の捜査活動業務
- (4) 上記のほか、人事委員会が認める業務

#### 2 支給額

日額 500 円

### **用地買収交渉等手当**

規則7-27  
第2条第15項  
第5条第19項  
青人委14第539号

#### 1 支給範囲

警察本部施設課に勤務する警察職員及び警察署において会計事務に従事する職員が、用地買収又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉(国、地方公共団体等との交渉を除く。)の業務に従事したとき。

#### 2 支給額

日額 300 円

### **手当の併給禁止**

規則7-27  
第7条

同一の日において、特殊勤務手当の支給対象作業等(死体取扱手当、夜間特殊業務手当及び緊急作業手当に規定する作業等を除く。)に2以上従事した場合にあっては、その従事した作業等に係る手当のうち最も多額のもの(最も多額のものが2以上である場合には、いずれか1の手当。)のみを支給する。

(4) 企業職員の特殊勤務手当

企業職員給与  
規程第5条

○ 支給対象作業及び手当額

支給対象作業	手当額
地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所において、命綱の使用が必要とされる作業	300 円
乗出し作業	300 円
活線近接作業	300 円
天井走行起重機を使用する作業	300 円
地表下又は水面下4メートル以上の深所における作業	300 円
交通頻繁のため危険があると認められる道路上において交通を遮断することなく行う配水管等の弁の操作、点検及び修繕の作業	300 円
豪雨等異常な自然現象により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある公営企業が管理する施設及びその周辺において、次に掲げる作業又はこれらに相当すると認められる作業	
巡回監視	300 円
応急作業又は応急作業のための災害状況調査	600 円

(注) 同じ日に上表に掲げる 2 以上の作業に従事した場合の手当額は、その従事した主たる作業に係る手当の額とする。

(5) 病院局職員の特殊勤務手当

病院局職員給与  
規程第10条  
第1項

**診療手当**

1 支給対象職員

医師又は歯科医師として医療に従事する職員

2 支給額

支給額＝基準額＋加算額①＋加算額②＋加算額③＋加算額④＋加算額⑤  
＋加算額⑥＋加算額⑦

(1) 基準額

区 分	基準額	
中央病院長	97,000 円	
中央病院の副院長、医療管理監、がん診療センター長、循環器センター長、脳神経センター長、糖尿病センター長、総合周産期母子医療センター長、救命救急センター長、診療部門の長、副センター長、統括部長、科の長、部の長、これらに準ずる者として病院事業管理者が特に認める者及び総括副参事並びにつくしが丘病院の院長、副院長、診療部長及び診療科の長	80,000 円	
中央病院及びつくしが丘病院の副部長	49,000 円	
その他の職員	経験年数10年以上	43,000 円
	経験年数1年以上10年未満	38,000 円
	経験年数1年未満	32,000 円

(2) 加算額①

病院局職員給与  
規程第10条  
第2項第1号

次に掲げる職員が、救急患者又は入院患者の病状の急変等により、正規の勤務時間外に出勤し、又は正規の勤務時間外に勤務する病院以外の場所において医用画像遠隔閲覧システムを利用して当該患者の診療に従事した場合の勤務1回につき 1,620 円として計算した額

中央病院の院長、副院長、医療管理監、がん診療センター長、循環器センター長、脳神経センター長、糖尿病センター長、総合周産期母子医療センター長、救命救急センター長、診療部門の長、副センター長、統括部長、科の長、部の長、これらに準ずる者として病院事業管理者が特に認める者及び総括副参事並びにつくしが丘病院の院長、副院長、診療部長及び診療科の長

(3) 加算額②

次に掲げる職員が、宿日直勤務をした場合において救急患者の診療に従事した時の当該診療に従事した勤務1回(1の宿日直勤務中に2回以上救急患者の診療に従事した場合は、1回の勤務として計算する。)につき 23,000 円として計算した額とする。

ただし、当該救急患者の診療に従事した勤務につき管理職員特別勤務手当の支給を受ける場合にあつては、上記の計算で得た額から支給を受けた管理職員特別勤務手当の額に相当する額を差し引いた額

中央病院の副院長、医療管理監、がん診療センター長、循環器センター長、脳神経センター長、糖尿病センター長、総合周産期母子医療センター長、救命救急センター長、診療部門の長、副センター長、統括部長、科の長、部の長、これらに準ずる者として病院事業管理者が特に認める者及び総括副参事並びにつくしが丘病院の院長、副院長、診療部長及び診療科の長

(4) 加算額③

次に掲げる職員が救急患者に対処するため、正規の勤務時間外に出勤し、又は正規の勤務時間外に勤務する病院以外の場所において医用画像遠隔閲覧システムを利用して当該患者の診療に従事した場合の勤務1回につき 1,620 円として計算した額

中央病院の医師及び歯科医師(加算額②に掲げる職員を除く。)

(5) 加算額④

職員が、他の自治体病院等の応援診療に従事した場合、勤務1回につき当該自治体病院等との協定で定める一月当たりの負担金の額に 100 分の 80 を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)として計算して得た額

(6) 加算額⑤

産科又は産婦人科に勤務する職員が、分娩時の診療等の業務に従事した場合の業務1回につき 10,000 円として計算して得た額

※ 当該業務に複数の職員が従事した場合にあつては、主として従事した職員1名に限る。

(7) 加算額⑥

新生児科に勤務する職員が、新生児集中治療管理室に新たに入院する新生児の入院時の診療等の業務に従事した場合の業務1回につき 10,000 円として計算して得た額

※ 当該業務に複数の職員が従事した場合にあつては、主として従事した職員1名に限る。

(8) 加算額⑦

職員が、正規の勤務時間以外の時間、休日等において、救急患者又は入院患者の病状の急変等に対処するため、当該患者の手術又は処置(処置にあつては 1,000 点以

病院局職員給与  
規程第 10 条  
第 2 項第 2 号

病院局職員給与  
規程第 10 条  
第 2 項第 3 号

病院局職員給与  
規程第 10 条  
第 2 項第 4 号

病院局職員給与  
規程第 10 条  
第 2 項第 5 号

病院局職員給与  
規程第 10 条  
第 2 項第 6 号

病院局職員給与  
規程第 10 条  
第 2 項第 7 号

上。)の業務に従事した場合の業務 1 回につき、保険診療の点数に次の表に掲げる割合を乗じて得た額(その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。)として計算して得た額

※ 当該業務が加算額⑤又は加算額⑥と重複する場合はその額を控除する。

対 象 職 員		割 合	限度額
手術にあつては執刀医1名及び執刀医以外の医師1名まで(特に必要がある場合は、医師2名まで。麻酔に従事する医師は除く。)処置にあつては主として従事する医師1名	管理職手当を受ける職員	10分の10	50,000 円
	その他の職員	10分の2.5	12,500 円
手術において主として麻酔に従事する医師1名	管理職手当を受ける職員	10分の5	25,000 円
	その他の職員	10分の1.25	6,250 円

### 3 手当の減額

基準額について、休職(公務上又は通勤による負傷又は疾病によるものを除く。)をし、又は停職にされた職員にあつては、基準額からその休職をし、又は停職にされた日の日数に応じ日割計算によって得た額を差し引いた額とする。

#### ○ 育児短時間勤務職員等に係る取扱い

基準額について、常勤職員の手当額に、その者の1週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数に乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。

### 4 支給制限

手当は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 1の月において全く勤務しない場合(公務上又は通勤による負傷又は疾病による場合を除く。)
- (2) その他特別の事由により手当を支給する必要がないと認めた場合

## 放射線取扱作業等手当

### 1 支給範囲

次に掲げる場合に支給する。

- (1) 中央病院に勤務する診療放射線技師が、エックス線その他の放射線を照射する作業又は放射性同位元素を取り扱う作業に従事したとき
- (2) 臨床工学技士が、防護衣を着用し、エックス線透視診断中の作業を補助する業務に従事したとき
- (3) 心臓カテーテル室、血管造影室、呼吸器内視鏡室、消化器内視鏡室又は手術室に勤務する看護師又は准看護師が、防護衣を着用し、次のいずれかの作業又は業務に従事したとき
  - ア エックス線その他の放射線の照射を受けている患者に接して行う介添えの作業
  - イ エックス線透視診断中の作業を補助する業務
  - ウ エックス線透視下で行われる手術の介助業務
- (4) RI病棟に勤務する看護師又は准看護師が、放射性同位元素で治療中の患者に行う

- 看護業務(病室内で行うものに限る。)又は当該患者の使用物の処理作業若しくは病室等の除染作業に従事したとき
- (5) 放射線部又は腫瘍放射線科に勤務する看護師又は准看護師が、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第1条に規定する管理区域内で看護業務に従事したとき
- (6) 看護師又は准看護師が、放射性医薬品を静脈注射する業務に従事したとき
- 2 支給額
- 日額 300 円

### 臨床検査手当

- 1 支給対象職員
- 臨床検査技師又は衛生検査技師
- 2 支給対象業務
- ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)に汚染された検体を直接取り扱う業務
- イ 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務
- ウ 健康を害するおそれのある有害ガスの発生を伴う科学的検査の業務
- 3 支給額
- ア 支給対象業務に従事することを常例とする職員
- 月額 6,300 円(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、日額 300 円)
- イ 支給対象業務に従事することを常例とする職員以外の職員
- 日額 300 円
- 4 手当の減額
- 支給対象業務に従事することを常例とする職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等を除く。)が1の月において、その業務に従事した日が15日未満である場合のその月における手当の額は、勤務した日1日につき300円として計算して得た額とする。

### 感染症治療等手当

- 1 支給範囲
- (1) 支給対象職員
- 医師、看護師又は准看護師、その他感染症病棟において直接患者の治療等に従事することを依頼された職員
- (2) 支給対象作業
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項

病院局職員給与  
規程第12条

病院局職員給与  
規程第13条

に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の患者を入院させるための感染症病棟において勤務する職員が感染症の病原体に汚染されている区域において、患者の診療若しくは看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

## 2 支給額

日額 300 円

## 3 新型コロナウイルス感染症にかかる感染症治療等手当の特例

### (1) 支給範囲

病院に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのあるもの(以下「患者等」という。)の診療若しくは診療の補助又は新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件若しくは付着した疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

### (2) 支給額

(1)の作業又は業務に従事した日1日につき 3,000 円(患者等の身体に接触して又は患者等に長時間(※)にわたり接して行う作業又は業務に従事した場合にあっては、4,000 円)

(※)1日の累計が1時間以上

## 病院夜間看護手当

### 1 支給範囲

病院の病棟に勤務する助産師、看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後 10 時後翌日の午前5時前の間)において行われる看護等の業務に従事したとき。

### 2 支給額

深夜における勤務時間	手当額(勤務1回につき)
深夜全部	6,800 円
4時間以上	3,300 円
2時間以上4時間未満	2,900 円
2時間未満	2,000 円

## 回転翼航空機搭乗手当

### 1 支給範囲

職員が回転翼航空機に搭乗して救急の医療、患者の介助、搬送等の業務に従事したとき。

### 2 支給額

搭乗時間1時間につき 1,900 円(飛行中の回転翼航空機から降下して行う業務又はその補助業務に従事した場合は、1時間につき 2,470 円)

病院局職員給与  
規程附則  
第 6 項  
第 7 項

病院局職員給与  
規程第 14 条

病院局職員給与  
規程第 15 条

### 待機呼出手当

病院局職員給与  
規程第 16 条

#### 1 支給範囲

救急患者等に対処するために自宅等で待機することを依頼された職員(病院局医療職給料表(二)又は病院局医療職給料表(三)の適用を受ける職員に限る。)が、正規の勤務時間以外の時間において、緊急の呼出しにより出勤し、救急医療等の業務に1時間以上従事したとき。

#### 2 支給額

勤務1回につき 1,620 円

### 教務手当

病院局職員給与  
規程第 17 条

#### 1 支給範囲

病院事業管理者が指定する学校において講師として授業等に従事したとき。

#### 2 支給額

勤務1回につき当該学校との協定で定める1回当たりの負担金の額

### 診療看護師手当

病院局職員給与  
規程第 18 条

#### 1 支給範囲

一般社団法人日本 NP 教育大学院協議会が認定する診療看護師として専ら特定行為(保健師助産師看護師法第 37 条の2第2項第1号に規定する特定行為をいう。)に従事する職員(管理者が指定する診療部門で勤務する看護師に限る。)

#### 2 支給額

月額 50,000 円

#### 3 手当の減額

休職(公務上又は通勤による負傷又は疾病によるものを除く。)をし、又は停職にされた職員にあっては、月額からその休職をし、又は停職にされた日の日数に応じ日割計算によって得た額を差し引いた額とする。

#### ○ 育児短時間勤務職員等に係る取扱い

常勤職員の手当額に、その者の1週間の勤務時間を 38 時間 45 分で除して得た数を乗じて得た額(1円未満切捨て)とする。

#### 4 支給制限

手当は、次に掲げる場合には支給しない。

- (1) 1の月において全く勤務しない場合(公務上又は通勤による負傷又は疾病による場合を除く。)
- (2) その他特別の事由により手当を支給する必要がないと認めた場合